

岡崎市こども発達センター等整備運営事業 業務要求水準書

総則・全体概要・設計建設業務編

修正版

修正箇所は赤字に黄色の網掛けとしています。

平成26年10月14日

岡崎市

－ 目次 －

第 1	総則	1
1	本書の位置付けについて	1
2	遵守すべき法制度等	1
(1)	法令・施行令・施行規則・条例等	1
(2)	要綱各種基準等	2
3	要求水準の変更	3
(1)	要求水準の変更理由	3
(2)	要求水準の変更手続き	3
(3)	事業期間終了時の要求水準	3
4	本要求水準書に記載のない事項	3
第 2	全体概要	4
1	事業目的	4
2	基本方針	4
(1)	共通事項	4
(2)	こども発達センター	5
(3)	新友愛の家	5
3	事業の概要	7
(1)	事業名	7
(2)	事業内容	7
(3)	事業方式	7
(4)	事業期間	7
(5)	事業スケジュール	8
第 3	設計・建設業務に関する要求水準	9
1	施設の規模及び構成	9
(1)	こども発達センター	9
(2)	新友愛の家	9
(3)	既存施設の改修利用	9
2	基本要件	10
(1)	敷地概要	10
(2)	既存施設の概要	11
(3)	施設利用者数の想定	14
(4)	職員数の想定	15
3	設計・建設業務の内容及び要求事項	16
(1)	業務の内容	16
(2)	設計・建設業務に関する要求事項	17

4	動線計画に関する要求水準.....	28
(1)	こども発達センター	28
(2)	新友愛の家.....	28
5	施設計画に関する要求水準.....	29
(1)	共通事項.....	30
(2)	こども発達センター	31
(3)	新友愛の家.....	75
6	設備計画に関する要求水準.....	84
(1)	共通事項.....	84
(2)	こども発達センター	89
(3)	こども発達センター（給食室）	90
(4)	新友愛の家.....	93
7	外構計画に関する要求水準.....	94

【添付資料】

資料A 1	備品リスト（既存施設で使用している備品）
資料A 2	備品リスト（新規購入分）
資料A 3	敷地周辺図
資料A 4	砂防指定区域
資料A 5	保安林指定区域
資料A 6	インフラ整備状況図
資料A 7	現況測量図
資料A 8	地質調査結果（こども発達センター新築建設地部分）
資料A 9	地質調査結果（新友愛の家立体駐車場建設地部分）
資料A10	道路関係図面
資料A11	PCB 分析結果（友愛の家・清楽荘）
資料A12	敷地内通路整備業務において整備する敷地内通路について
資料A13	設備リスト
資料A14	ネットワーク概念図
添付資料	給食室関係資料

第1 総則

1 本書の位置付けについて

岡崎市こども発達センター等整備運営事業 業務要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、岡崎市(以下「市」という。)が岡崎市こども発達センター等(以下「本施設」という。)整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「選定事業者」という。)を募集・選定するにあたり、募集に参加しようとする民間事業者(以下「応募者」という。)を対象に公表する「募集要項」と一体のものであり、本事業において選定事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、市は要求水準書の内容を提案評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとしている。

応募者は、要求水準書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には要求水準書及び添付資料等において示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分留意して提案を作成するものとする。

2 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる法制度等並びに設計、建設、維持管理及び運営業務の提案内容に応じて関連してくる関係法令及びその関連施行令、施行細則、条例、規則、要綱等(いずれも適用時点で最新のもの)を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。

(1) 法令・施行令・施行規則・条例等

- ・ 地方自治法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 砂防法
- ・ 道路法
- ・ 駐車場法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 消防法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・医療法
- ・児童福祉法
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）
- ・電気事業法
- ・労働安全衛生法
- ・愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ・愛知県建築基準条例
- ・愛知県風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・愛知県砂防指定地内における行為の規制等に関する条例
- ・愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例
- ・愛知県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・岡崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
- ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例
- ・岡崎市環境基本条例
- ・岡崎市生活環境保全条例
- ・岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・岡崎市防災基本条例
- ・岡崎市予算決算及び会計規則
- ・その他関係法令、条例等

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の公共条例及び関連法令等についても遵守のこと。

(2) 要綱各種基準等

- ・建築工事安全施行技術指針
- ・建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建築副産物適正処理推進要綱
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事監理指針
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事監理指針
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事監理指針
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修建築設備設計基準
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書
- ・国土交通省大臣官房長官営繕部整備課監修建築設計基準及び同解説
- ・建設大臣官庁官庁営繕部監修官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・建設大臣官庁官庁営繕部監修官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- ・内閣府障害者施策推進本部発行の公共サービス窓口における配慮マニュアル
- ・愛知県砂防指定地内行為技術審査基準
- ・岡崎市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針
- ・岡崎市消防活動用空地等設置指導要綱
- ・開発行為に係る消防水利の指導基準
- ・その他の関連要綱・各種基準等

3 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更理由

市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。
- ・災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に選定事業者へ通知し、協議を行う。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく選定事業者へ支払う委託料を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

(3) 事業期間終了時の要求水準

- ・選定事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるようにすること。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。
- ・本事業の事業期間内においては、建築物の大規模修繕は想定しないものとし、事業期間終了後、市の負担で行う。なお、事業期間終了後の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）については、支障なく運営できる状態とすること。
- ・事業期間の満了にあたり、選定事業者は市と協議のうえ日程を定め、市の立会いの下に上記の状態の満足について確認を受けること。

4 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで、事業者の提案とする。

第2 全体概要

1 事業目的

市では発達障がい児に対する支援を、保健所や医療機関、児童発達支援センター「若葉学園」、児童発達支援事業所「めばえの家」を始めとする療育機関等で個別に実施している。

これら関係機関がより機能的に働くよう、平成22年度に策定した「岡崎市福祉の村基本構想」を基に平成24年度に「岡崎市こども発達センター等基本計画」を策定し、関係機関が連携・役割分担を図りつつ、市全体で発達障がい児を支援する体制を整備することとした。

本事業は、その中核施設である「こども発達センター」の設計・建設、維持管理及び運営について、民間事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を図りながら、「こども発達センター」内での相談、診療及び療育サービスを総合的に提供することを事業目的とする。

また、「岡崎市福祉の村基本構想」では福祉の村を障がい児・者を支援する総合拠点へと再整備する方針を示している。その一つとして、障がい者の地域活動支援センターの機能を拡充し、「新友愛の家」として清楽荘・若葉学園が使用していた建物に移転整備することで、障がい者通所施設が集積する「岡崎市福祉の村」内に障がい者や支援者が集い、障がいの有無に関わらず気軽に交流ができる場を提供することも本事業の目的とする。

2 基本方針

本事業は、次の事項に基づいて本施設の整備を行うこととする。

(1) 共通事項

ア 障がい者の働く場となる施設

本事業の一部（維持管理や運営業務）に障がい者の労働力を活用することで、障がい者が社会経済活動に参加し、働く喜びや生きがいを見出すことができる施設とする。

イ 地域経済に貢献する施設

地元企業の活用や地域の雇用を推進することで、地域経済に貢献できる施設とする。

ウ ユニバーサルデザインの理念に沿った施設

段差を設けないことで誰もが利用しやすく、音声案内、電光掲示板の設置により利用者に必要な情報が簡単に伝えられる、ユニバーサルデザインの理念に沿った施設とする。

エ 既存施設を活用した効率的な施設

時代ニーズに合ったレイアウトや設備を導入しつつ、構造上使用可能な状態である既存建築物は有効活用する。

オ 環境にやさしい施設

本施設は、緑豊かな風致地区にあり、住宅も近接することから緑地保全に配慮しつつ周辺環境への影響を最小限に抑える必要がある。また、施設で使用する設備・機器は、

省エネ、省CO₂に配慮したものを導入し、エネルギー使用量及びコストの低減を図るとともに、地球環境にやさしい施設とする。

(2) こども発達センター

ア 利便性の高い施設

こども発達センターでは、相談、診療及び療育サービスが提供され、目的の異なる利用者が多数訪れることが想定される。本事業では、利用者が目的に応じて的確にサービスが受けられるよう受付窓口を統合し、利用予約や施設案内がスムーズに行われる利便性の高い施設とする。

イ 安全に配慮した施設

こども発達センターを利用する子どもは、想定外の行動をとる場合がある。本事業では、施設内での事故防止に加え、施設外への飛び出し防止にも配慮したレイアウトや設備を導入し、利用者の安全が確保された施設とする。

ウ 安心に配慮した施設

こども発達センターの立地は、高低差のある丘陵地で市道の一部が施設より高くなることが想定される。本事業では、施設外からの他者の視線が気にならず、利用者のプライバシーが確保された施設空間とし、利用者が安心して過ごせる施設とする。

(3) 新友愛の家

ア 気軽に立ち寄れる施設

今までの友愛の家は、地域活動支援センターとして有すべき社会との交流の場、いわゆる障がい者や支援者が気軽に立ち寄れるスペースが少なく、講座利用者主体の施設となっていた。本事業では、新友愛の家でお茶や軽食をとりながらゆったりした時間が過ごせるスペース（喫茶提供コーナー）を提供し、福祉の村内の通所施設利用者に加え、市内の障がい者や支援者が気軽に立ち寄れる施設とする。

イ 地域に親しまれる施設

本施設が整備される福祉の村は30年以上の歴史があり、様々なイベントを通して地域住民に親しまれてきた。本事業では、民間事業者の創意工夫により新友愛の家を中心として多彩なイベントを実施し、より多くの地域住民や市民に親しまれる施設とする。

ウ 障がい者スポーツの拠点を担う施設

福祉の村体育館は、車いすバスケットボールやサウンドテーブルテニス等障がい者の特性に合わせてスポーツを楽しむことができる市内では数少ない施設の一つである。本事業では、その優位性を活かし、新友愛の家の事業に多様な障がい者スポーツを取り入れ、スポーツを通じた地域交流を図りながら、障がい者スポーツの拠点を担う施設とする。

エ 福祉の村の中核的な役割を担う施設

今までの福祉の村は、一連施設として一つの指定管理者に委ねられていた。本事業の実施により、本施設と他の障がい者施設の指定管理者が分かれることが想定されるが、

災害時やイベント開催時に互いに協力し助け合うことが不可欠である。本事業における、福祉の村全体での避難訓練やイベントの実施により、新友愛の家を、福祉の村の各施設の継続的な協力体制を構築する上で、中核的な役割を担う施設とする。

3 事業の概要

(1) 事業名

岡崎市こども発達センター等整備運営事業

(2) 事業内容

福祉の村既存施設の活用を含む、こども発達センター及び新友愛の家の設計・建設、維持管理及び運営を行う。なお、こども発達センターにおいて活用する既存施設は、めばえの家・友愛の家及び体育館（以下「既存部分」という。）とし、新友愛の家において活用する既存施設は、清楽荘・若葉学園とする。

こども発達センターには、「相談」「診療」「療育」を担う3つの機能を設置する。

機能		主なサービス	根拠法
相談機能	こども発達相談センター（以下「相談センター」という。）	専門相談 他	—
診療機能	こども発達医療センター（以下「医療センター」という。）	診察・診断、医学的リハビリ	医療法 第1条の5第2項 （診療所）
療育機能	こども発達支援センター（以下「支援センター」という。）	親子通所、単独通所 他	児童福祉法 第43条第一号 （福祉型児童発達支援センター）

新友愛の家には、障がい者支援に関する4つの機能を設置する。

機能	主なサービス	根拠法
地域活動支援センター	創作的活動・生産活動機会の提供 自立した日常・社会生活を営むために必要な支援 社会との交流の促進 他	障害者総合支援法 第5条第26項
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割	障害者総合支援法 第77条の2
福祉の村管理事務所 （相談支援事業所）	福祉の村（障がい者施設）の管理 障がい児・者の相談支援	—
障がい者団体事務所	障がい児・者の支援	—

(3) 事業方式

こども発達センターの新たに整備する部分（以下「新築部分」という）は、選定事業者が自らの提案をもとに設計、建設した後、市に所有権を移転し維持管理及び運営業務を行う方式（BTO（Build Transfer Operate）方式）により実施する。こども発達センター既存部分及び新友愛の家は、市が所有権を持ったまま、選定事業者が自らの提案をもとに設計、改修、維持管理及び運営業務を行う方式（RO（Rehabilitate Operate）方式）により実施する。

(4) 事業期間

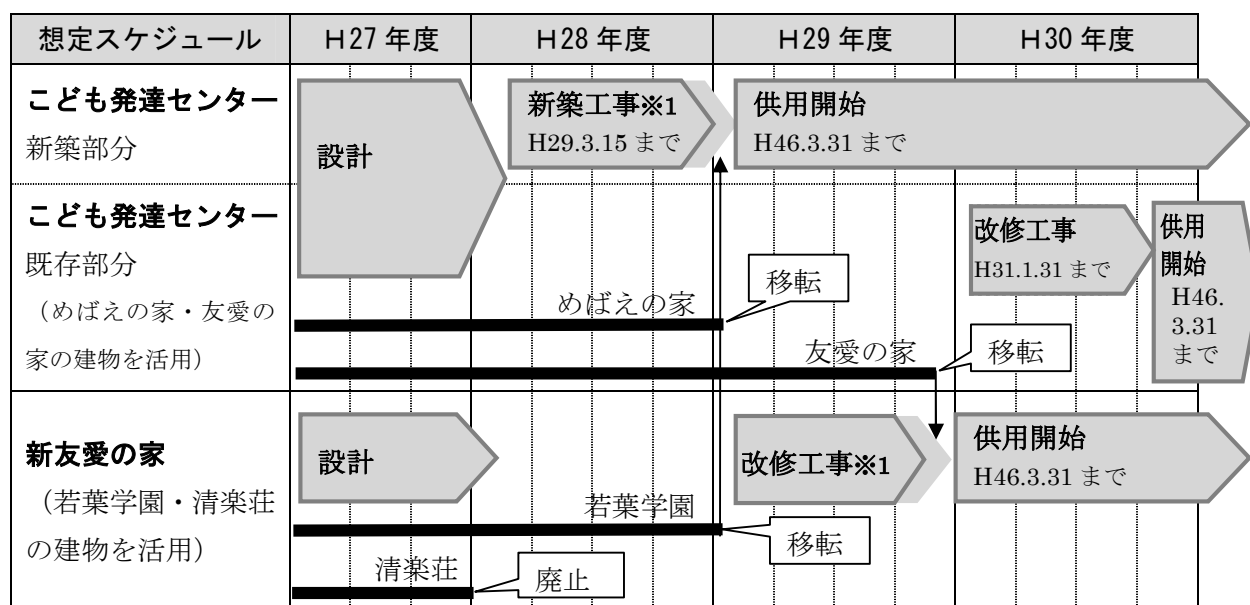
事業期間は、事業契約締結の日から平成46年3月31日の期間とする。

(5) 事業スケジュール

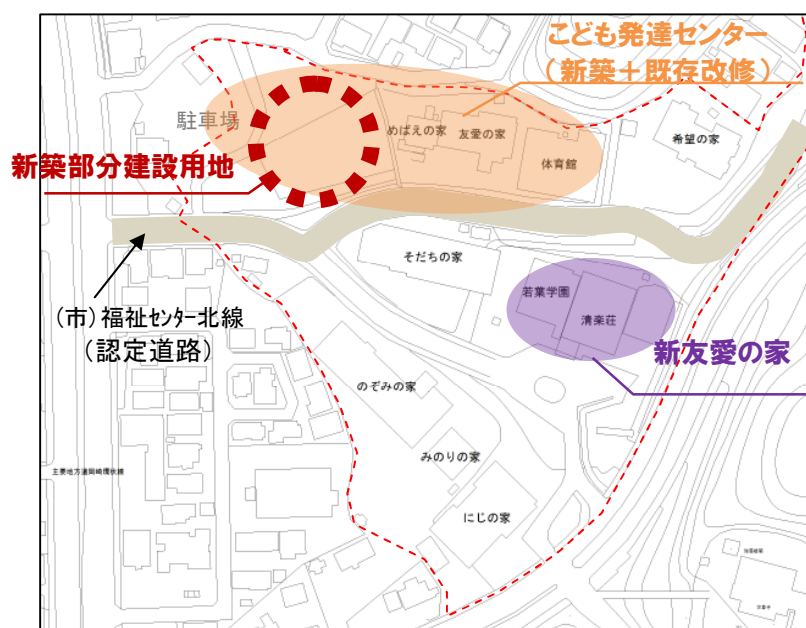
こども発達センター新築部分の建設工事は平成 29 年 3 月 15 日まで、既存部分の改修工事は平成 31 年 1 月 31 日までに終了すること。選定事業者の創意工夫により、設計及び工事期間を短縮し、供用開始日を早めることは認めるが、その場合においても、事業期間の終了は「(4)事業期間」に示す期間とする。なお、市が行う新築部分の造成工事は平成 27 年 12 月末を完了予定としている。

また、供用開始は、工事終了後、開業準備期間を経て順次行うこととし、開業準備は設計・建設業務に含むものとする。なお、こども発達センター新築部分については、工事終了後、開業準備を経て、所有権の移転を行い、既存部分の供用開始までの間は、提案の内容により仮使用期間となる場合がある。

各施設の運営期間は、それぞれ平成 46 年 3 月 31 日まで、17 年以上（こども発達センター新築部分）、15 年 2 か月以上（こども発達センター既存部分）、16 年以上（新友愛の家）とする。



※1 工事終了後に開業準備期間（1～2 か月程度、点線部分）を設ける



第3 設計・建設業務に関する要求水準

1 施設の規模及び構成

(1) こども発達センター

ア 新築部分は、延床面積3,900㎡程度（±5%程度の増減は認める。）とし、既存部分と連結させ、一体的に利用できるようにすること。

イ 60台以上が駐車可能な屋外平面駐車場を整備すること。ある程度は軽自動車専用区画としても良い。

ウ 10台以上が駐輪可能な平置き駐輪場を整備すること。なお、整備にあたっては利用者の利便性を考慮すること。

(2) 新友愛の家

ア 既存施設の活用により整備すること。

イ 活用する既存施設は、清楽荘・若葉学園とする。

ウ 清楽荘東側に隣接する浴室棟を解体、除却し、跡地に50台以上が駐車可能な自走式立体駐車場を整備するほか、20台以上が駐車可能な平面駐車場を整備すること。

エ 既存駐輪場及び国旗掲揚台を撤去すること。

オ 10台以上が駐輪可能な平置き駐輪場を整備すること。なお、整備にあたっては利用者の利便性を考慮すること。

(3) 既存施設の改修利用

ア 既存施設の改修については、次の要領で行うこと。

(ア) 建築

躯体は、撤去する部分を除き、既存利用しても良い。

(イ) 設備

既設の設備は、原則として配線・配管を含む全て（打込配管は除く）を撤去し、新設する。

ただし、体育館の照明設備（配線・配管）については、平成17年に更新を行っているため、事業者の提案による。

(ウ) 備品類

既存施設において使用している備品のうち、こども発達センター等においても引き続き使用するものについては、それぞれの施設において市の完成確認後に適宜移設すること。なお、不要な備品については、市が他施設で使用又は処分を行うので、既存施設ごとにまとめておくこと。

移設する備品の詳細については、資料A1を参照すること。

イ 敷地内通路の補修を行うこと。

2 基本要件

(1) 敷地概要

ア 所在地：愛知県岡崎市欠町字清水田 7 番地 1

イ 敷地面積：45,186㎡（福祉の村全体）

うち、こども発達センター敷地は約 8,571 ㎡

新友愛の家敷地は約 8,662 ㎡

詳細については、資料 A 3 を参照すること。

ウ 地域地区等

(ア) 用途地域：第 1 種住居地域

(イ) 建ぺい率：40%（第 3 種風致地区指定による）

(ウ) 容 積 率：200%

(エ) 日影規制：高さが 10m を超える場合

5 m：4 時間、10m：2.5 時間

(オ) 第 3 種風致地区指定に関する制限等：

高さ制限 15m 以下

外壁後退 接道部分 2 m 以上、その他 1 m 以上

緑 地 敷地の 30% 以上

(カ) 砂防指定区域：一部指定あり

資料 A 4 を参照すること。ただし、詳細な区域は、所管部局（愛知県西三河建設事務所維持管理課）に確認すること。

(キ) 保安林指定：一部指定あり

資料 A 5 を参照すること。ただし、詳細な区域は、所管部局（愛知県西三河農林水産事務所林務課）に確認すること。

(ク) 宅地造成工事規制区域

エ インフラ整備状況

各インフラの整備状況は次のとおりであるが、整備にあたっては、事業者の判断と責任において各設備管理者に再度確認すること。

(イ) 電気（中部電力）

既存施設については既設引き込みあり。

新築部分については、近隣の既設電力線より引込可能

既存施設のめばえの家・友愛の家及び体育館は、本事業対象外その他施設と同一引き込みのため、分割が必要（市が分割を行う）

電力の供給にあたっては、新電力会社の活用も検討すること。

(ロ) ガス（東邦ガス）

既存施設については既設引き込みあり。

新築部分については、都市ガス引き込み可能

(㊦) 上水道（岡崎市上下水道局サービス課）

既存施設については既設引き込みあり。

既存施設の清楽荘・若葉学園は、本事業対象外のお施設と同一引き込みのため、分割が必要（詳細は既存施設改修工事業務に示す。）

新築部分については、市道福祉センター北線の配水管から分岐させて引き込むこと。
水道メーター口径は 50mm とすること。

(㊧) 雨水

既存施設については既設放流あり。

新築部分については北側道路（市道欠町 27 号線）の雨水管（φ 900mm）への放流可能

(㊨) 汚水・雑排水（岡崎市上下水道局下水工事課）

既存施設については既設公共枿あり。

新築部分についても放流は可能であるが、経路については担当部局と調整すること。

(㊩) 電話等の通信回線

N T T：既設引き込みあり。

清楽荘・若葉学園内に福祉の村各施設を結ぶ電話交換機あり。（市が移設を行う。）

C A T V：既設引き込みあり。

詳細については、資料 A 6 を参照すること。

オ 敷地状況

現況の敷地形状、地盤高、既存施設の配置等については資料 A 7 を参照すること。

カ 地盤状況

資料 A 8 ・ A 9 を参照すること。

キ 地下埋設物

地下埋設物について、市は調査を実施しないが、地下埋設物の存在が明らかになった場合は、別途リスク分担表に基づいて対応する。

ク 道路状況

(㊦) 福祉の村北側道路：市道欠町 27 号線 幅員 6 m

(㊧) 福祉の村敷地内道路：市道福祉センター北線 幅員 6 ～ 12m

通路：にじの家（市道中央総合公園東公園線）～のぞみの家（市道福祉センター北線）

(㊨) 福祉の村西側道路：主要地方道岡崎環状線 幅員 12m

(㊩) 福祉の村東側道路：市道中央総合公園東公園線 幅員 22m

詳細については、資料 A 10 を参照すること。

(2) 既存施設の概要

既存施設の概要を次に示す。なお、既存施設の意匠図、構造図、耐震診断結果、劣化調査結果等については、障がい福祉課において閲覧・貸出を行う。閲覧・貸出を希望する者は予め書面（任意様式）により申し込むこと。

ア めばえの家

建築面積	143.6 m ²
延床面積	249.3 m ²
現況用途	概ね0～3歳児を対象とした親子通所型の療育事業（児童福祉法による児童発達支援事業）
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階（EV無し）
建築年	昭和59年4月
耐震診断	－
劣化調査	平成25年7月実施（コンクリート圧縮強度試験・コンクリート中性化試験）

イ 友愛の家

建築面積	520.4 m ²
延床面積	482.7 m ²
現況用途	身体障がい者を対象とした各種講座の開催等（身体障害者福祉法による身体障がい者福祉センター及び障害者総合支援法による地域活動支援センター）
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
建築年	昭和55年2月
耐震診断	平成16年1月実施
劣化調査	平成25年7月実施（コンクリート圧縮強度試験・コンクリート中性化試験）
その他	P C B廃棄物について、資料A11を参照すること。

ウ 体育館

建築面積	751.6 m ²
延床面積	666.9 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
階数	地上1階
建築年	昭和55年4月
耐震診断	平成16年1月実施
劣化調査	平成25年7月実施（コンクリート圧縮強度試験・コンクリート中性化試験）

エ 清楽荘・若葉学園

建築面積	909.1 m ² （浴室棟を除く）
延床面積	1,846.3 m ² （浴室棟を除く）
現況用途	高齢者を対象としたレクリエーション、教養講座、入浴施設等の実施（清楽荘） 概ね3～5歳児を対象とした単独通所型の療育事業（若葉学園、児童福祉法による児童発達支援センター）
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
建築年	昭和49年3月
耐震診断	平成16年11月実施
劣化調査	平成25年7月実施（コンクリート圧縮強度試験・コンクリート中性化試験）
その他	P C B廃棄物について、資料A11を参照すること。

オ 清楽荘・若葉学園 浴室棟

建築面積	90 m ²
延床面積	239 m ² （車庫部分を含む場合は447.82 m ² ）
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
階数	地上2階
建築年	昭和49年3月

(3) 施設利用者数の想定

1日あたりの施設利用者数は、次のとおり想定する。

ア こども発達センター

機能	1日あたりの施設利用者数		施設利用者の 主な来所手段
相談センター	10組程度 (最大同時利用者数 5組)		自家用車
医療センター	60組程度 (最大同時利用者数 30組、うち診察は同時に3組)		自家用車
支援センター	親子通所	定員 50組 (最大 60組程度まで対応)	自家用車
	単独通所	定員 30人 (最大 35人程度まで対応)	通所バス
	相談・見学等	5組程度 (最大同時利用者数 2組)	自家用車

上記以外に市が主催する研修や学習会等が開催される場合の施設利用者や有料貸出施設利用者が想定される。なお、市が主催する研修や学習会等の開催は、可能な限り各センター利用者数が最大となる時間帯を避けるよう、市が配慮する。

イ 新友愛の家

機能	1日あたりの施設利用者数	施設利用者の 主な来所手段
地域活動支援センター	提案内容により想定される数	自家用車 公共交通機関
基幹相談支援センター	10人程度 (最大同時利用者数 5人)	自家用車
福祉の村管理事務所 (相談支援事業所)	5人程度 (最大同時利用者数 2人)	自家用車
障がい者団体事務所	数人程度	自家用車

(4) 職員数の想定

各運営主体が配置する職員数は、次のとおり想定する。

ア こども発達センター

機能	市	支援センター 指定管理者	選定事業者	その他
相談センター	20 人程度			
医療センター	20 人程度			
支援センター		50 人程度		
総合受付等			提案内容により 想定される数	

イ 新友愛の家

機能	市	支援センター 指定管理者	選定事業者	その他
地域活動支援センター			提案内容により 想定される数	
基幹相談支援センター				10 人程度
福祉の村管理事務所 (相談支援事業所含む。)				20 人程度
総合受付等			提案内容により 想定される数	
障がい者団体事務所				10 人程度

3 設計・建設業務の内容及び要求事項

(1) 業務の内容

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設工事業務（外構工事、建設工事、解体工事及びその関連業務）
- エ 既存施設（清楽荘・若葉学園、めばえの家・友愛の家及び体育館）改修工事業務
- オ 工事監理業務
- カ 周辺家屋影響調査・対策業務
- キ 備品等設置業務（既存施設からの備品搬入を含む）
- ク 開業準備業務
- ケ 駐車場整備業務（屋外平面駐車場、自走式立体駐車場及び駐輪場の整備）
- コ 敷地内通路整備業務
- サ 所有権移転業務
- シ 各種申請業務
- ス その他設計・建設業務上必要な業務

(2) 設計・建設業務に関する要求事項

業務全般

- ・ 業務の詳細及び当該工事の範囲について、市と連絡を取り、かつ十分に打合せをして業務の目的を達成すること。
- ・ 業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに市に設計図書等を提出する等の中間報告をし、十分な打合せを行うこと。
- ・ 基本設計、実施設計の段階で市と外装デザイン等を含めて要求水準書との整合性についてモニタリングを受けること。
- ・ 建設副産物の発生抑制・再利用の促進・適正処理の計画を行い、リサイクル計画書を提出すること。

ア 事前調査業務

- (7) 本事業で必要と思われる調査について、選定事業者は、関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に市と協議すること。
- (4) テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。
- (9) 調査実施前に調査内容、実施体制及び手順を記載した計画書を作成し、市へ提出すること。また、業務終了後速やかに報告書を提出すること。
- (5) 調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、実施すること。
- (8) 事前調査には、蛍光灯安定器に含まれるP C Bの調査及び既存建物に含まれるアスベストの調査を含むこと。

イ 設計業務

- (7) 選定事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。建築確認申請等設計に伴い必要な法的手続き等は、選定事業者の責任により実施する。なお、ボーリング調査は、市において実施しており、選定事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈するとともに、利用すること。また、選定事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うことは差し支えない。
- (4) 設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、選定事業者が計画する。
- (9) 選定事業者は設計業務着手前に、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。
- (5) 市は、選定事業者に設計（基本設計、実施設計）の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は、契約時の要求水準を基に、市と十分に協議を行い、実施するものとする。
- (8) 設計の進捗管理を選定事業者の責任において実施すること。
- (6) 設計の変更に関する事項は事業契約書で定める。
- (3) 選定事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して確認をとること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は選定事業者に帰属する。

基本設計

- ・ 設計図
- ・ パース図
- ・ 基本設計説明書
- ・ 意匠計画概要書
- ・ 構造計画概要書
- ・ 設備計画概要書
- ・ 工事費概算書
- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録
- ・ 地質調査報告書＊ 1

実施設計

- ・ 設計図
- ・ 実施設計説明書
- ・ 数量調書
- ・ 工事費内訳明細書
- ・ 構造計算書
- ・ 設備計画計算書
- ・ 備品リスト、カタログ
- ・ 建物求積図
- ・ 許可等申請、各種届出等
- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録

＊ 1 基本設計における地質調査報告書は、市が実施したもの以外に選定事業者が独自に調査を行った場合のみ提出すること。

＊ 2 提出図書は CAD データも提出すること（JWCAD によるもの。それ以外については dxf 変換を行うこと）。

- (f) 選定事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。
- (g) 基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。
- (h) 基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とする。
- (i) 基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- (j) 実施設計は、工事の実施に必要なかつ選定事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。
- (k) 工事費内訳明細書を作成すること。

ウ 建設工事業務

(7) 全般事項

- ・ 各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、施設の建設工事及び関連業務を行うこと。
- ・ 具体的な建設期間は選定事業者の提案に基づき、事業契約に定める。
- ・ 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、選定事業者が責任を負うものとする。

(4) 施工計画書等の提出

選定事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む総合施工計画書を作成し、次の書類とともに工事監理者が承諾のうえ、市に提出すること。

なお、使用する書式は市指定の様式（岡崎市工事施行事務様式集及び岡崎市工事施工体制点検様式集）に拠ること。ただし、市と協議のうえ、これに拠らないことができるものとする。（(エ)及び(ク)についても同様とする。）

- | | |
|---|-----|
| ・ 工事実施体制 | 3 部 |
| ・ 工事着工届（工程表を添付） | 3 部 |
| ・ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 3 部 |
| ・ 仮設計画書 | 3 部 |
| ・ 総合施工計画書 | 3 部 |
| ・ 使用材料一覧表 | 3 部 |
| ・ 工事下請負届 | 3 部 |
| ・ 工事施工に必要な届出等 | 3 部 |
| ・ その他、市が公共工事の適正な管理のために（施工プロセスチェックの手引き）において定める工事関係書類一式 | 3 部 |

(7) 建設期間中

- ・ 選定事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・ 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、福祉の村及びその周辺地域へ災害を及ぼさないよう、万全の対策を行うこと。特に、第三者への安全面に配慮すること。

- ・ 福祉の村及びその周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、選定事業者の責任において苦情処理を行うこと。
- ・ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。
- ・ 通行者及び一般車両はもとより、通所児及びその保護者、障がい者等、既存施設及び福祉の村の施設利用者の危険防止や安全性の確保について、十分な対策を行うこと。
- ・ 工事により発生する振動や騒音が既存施設への通所児に及ぼす影響について十分配慮すること。また、市や福祉の村指定管理者と十分な打合せを行い、対策について協議すること。
- ・ 既存施設及び福祉の村の他施設の運営に支障をきたさないよう配慮すること。他施設の運営に支障が発生する場合は、適切に仮設等を行い工事の影響を最低限に抑えること。
- ・ 道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事期間中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・ 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、市に報告を行い、事業者の責任において速やかに対応を行うこと。
- ・ 火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書で詳細を示すものとする。

(1) 建設期間中の提出書類

選定事業者は、建築期間中には次の書類を工事監理者が承諾のうえ、当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。

- | | |
|---|-----|
| ・ 各種機器承諾願の写し | 3 部 |
| ・ 残土処分計画書 | 3 部 |
| ・ 産業廃棄物処分計画書 | 3 部 |
| ・ 主要工事施工計画書 | 3 部 |
| ・ 生コン配合計画書 | 3 部 |
| ・ 各種試験結果報告書 | 3 部 |
| ・ 各種出荷証明 | 3 部 |
| ・ マニフェスト管理台帳（原本との整合を工事監理者が確認済みのもの） | 3 部 |
| ・ 工事記録 | 3 部 |
| ・ 工事履行報告書及び実施工程表 | 3 部 |
| ・ 段階確認書及び施工状況把握報告書 | 3 部 |
| ・ 工事打合せ簿 | 3 部 |
| ・ その他、市が公共工事の適切な管理のために（施行プロセスチェックの手引き）において定める工事関係書類一式 | 3 部 |

(オ) シックハウス対策の検査

- ・ 選定事業者は完成検査（新築部分、新友愛の家及び既存部分それぞれの完成時）に先立ち、学校環境衛生の基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）により本施設の主要諸室におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。なお、資料 A 2 に示す選定事業者が購入する備品の搬入後も同様に行うこと。
- ・ 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、選定事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認等までには是正措置を講ずること。

(カ) 選定事業者による完成検査

- ・ 選定事業者は、本施設の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。
- ・ 完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、それらの実施日の 14 日前に市に書面で通知すること。
- ・ 市は、選定事業者が実施する完成検査及び機器・器具の試運転に立会うことができるものとする。
- ・ 選定事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(キ) 市の完成確認

- ・ 市は、選定事業者による完成検査、法令による完成検査及び機器・器具の試運転検査の終了後、本施設について完成確認を実施するものとする。
- ・ 新築部分については、事業者による完成検査の終了後、新築部分についての部分完成確認を実施するものとする。
- ・ 市は、選定事業者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。

(ク) 完成図書の提出

選定事業者は、市による完成確認に必要な次の完成図書を工事監理者が承諾のうえ、新築部分、新友愛の家、既存部分それぞれの完成時に提出すること（特記あるものを除く）。なお、これら図書を本施設内に保管すること。

- ・ 工事完了届 2 部
- ・ 工事記録写真（愛知県電子納品運用ガイドライン（案）及び愛知県デジタル写真管理情報基準（案）に基づき作成した電子媒体） 3 部
- ・ 完成図（建築） 一式
（製本図 2 部、原図 1 部、縮小版製本 2 部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式 3 部）
- ・ 完成図（電気設備） 一式
（製本図 2 部、原図 1 部、縮小版製本 2 部及び図面等が収録された電子媒体一式 3 部並びに取扱説明書 1 部）
- ・ 完成図（機械設備） 一式
（製本図 2 部、原図 1 部、縮小版製本 2 部及び図面等が収録された電子媒体一式 3 部並びに取扱説明書 1 部）

- ・ 完成図（昇降機設備） 一式
（製本図 2 部、原図 1 部、縮小版製本 2 部及び図面等が収録された電子媒体一式 3 部並びに取扱説明書 1 部）
- ・ 完成図（什器・備品配置票） 一式
（製本図 2 部、原図 1 部、縮小版製本 2 部及び図面等が収録された電子媒体一式 3 部）
- ・ 備品リスト 3 部
- ・ 備品カタログ 3 部
- ・ 完成検査調書（選定事業者によるもの。こども発達センターは、既存部分を含む全ての工事の完了後に提出すること。） 3 部
- ・ 揮発性有機化合物の測定結果 3 部
- ・ 完成写真（内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体） 3 部
- ・ その他、市が公共工事の適切な管理のために（施行プロセスチェックの手引き）において定める工事関係書類一式 3 部

(ケ) 完成写真の著作権等

- ・ 選定事業者は、市による完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。選定事業者は、かかる完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し又は必要な措置を講ずること。
- ・ 選定事業者は、完成写真の使用について次の事項を保証すること。
- ・ 完成写真は、市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用するができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- ・ 選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

(コ) 各種申請及び資格者の配置

- ・ 工事に伴う許認可等の各種申請等は選定事業者の責任において行うこと。ただし、市は、選定事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。
- ・ 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

(ク) 施工管理

- ・ 要求される性能が確実に実現されるよう施工管理すること。
- ・ 各種関係法及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施すること。
- ・ 市は、選定事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができること。また、選定事業者は施工状況について説明を求められたときには速やかに回答すること。

- ・ 備品の設置との工程上の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努めること。

(9) 廃棄物の処理

- ・ 建設及び解体工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。
- ・ 建設及び解体工事により発生する廃材等については、積極的に再生資源利用を図ること。

エ 既存施設改修工事業務

- (7) 既存施設の改修工事に先立ち、微量（低濃度）P C B汚染廃電気機器等を撤去し市へ引き渡すこと。なお、P C Bを含む蛍光灯安定器が存在する場合も同じく撤去後、市へ引き渡すこと。
- (i) 本業務に先立ち実施するアスベスト調査において、既存建物にアスベストが含まれることが確認された場合は、事業者の責任において適切に処分すること。
- (ii) 資料A12に示す倉庫、外灯等については全て解体・撤去すること。
- (i) 新友愛の家への上水道の引込みは、福祉センター北線側から新たに引き込む。水道メーター口径は40mmとすること。（既存引込み管は撤去すること。）
- (ii) 上記(i)の既存引込管の撤去に合わせ、にじの家、みのりの家への上水道の引込みを隣接するのぞみの家と同一引き込みとなるよう改修する。なお、引込みに際して、給水管のダウンサイジング（水道メーター口径75mm→40mm）を行うこと。
- (iii) 上記(ii)の改修工事中は、上水道の仮設管を設置する等、通常業務に支障が無いよう配慮すること。
- (iv) こども発達センター既存部分への電力は、新築部分より供給すること。
- (v) 体育館の既存床面を剥離洗浄し、各種スポーツのコートラインを引くこと。（スポーツの種類は施設計画に関する要求水準に記載）
- (vi) 既存の体育館内トイレを改修し、多目的トイレとすること。（具体項目は施設計画に関する要求水準に記載）
- (1) 上記の他、既存施設改修に係る要求水準はウ「建設工事業務」に同じとする。

オ 工事監理業務

- (7) 建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
- (4) 「第1 総則 2 遵守すべき法制度等」に示す建築工事、機械設備工事、電気設備工事に係る監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき工事監理を行うこと。
- (5) 工事期間中、原則として2週間ごとに市へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得ること。監理報告書の内容は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他とする。市の要請があれば随時報告を行うこと。
- (1) 選定事業者は、既存施設及び福祉の村他施設での事業実施に係る調整を行うものとする。
- (4) 選定事業者は、工事期間中に市が個別に発注する工事があった場合は、これに係る調整を行うものとする。
- (4) 市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。
- (4) 工事監理者は、建設業務を実施する会社と資本面又は人事面において関連があるものは、実施できないこととする。

カ 周辺家屋影響調査・対策業務

- (7) 建設工事に先立ち、必要に応じて周辺住民に対する工事の説明及び工事に伴う周辺影響調査を行い、周辺住民の理解を得、また、工事の円滑な進行と安全を確保すること。なお、周辺影響調査を行う範囲については提案による。
- (4) 調査を行うにあたっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して行うこと。
- (5) 建設工事にあたっては、近接する建物での生活や業務に支障を与えないよう配慮し、騒音・振動や悪臭・粉塵の飛散、地盤沈下、搬出入車両の交通問題等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な予測と状況把握及び対策を行うこと。特に、建設機械等の使用にあたっては、低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型機械の使用の徹底をすること。
- (1) 工事期間中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。なお、周辺住宅等への電波障害及びその他の影響が生じた場合には、市に報告を行い、事業者の責任において速やかに対応を行うこと。
- (4) 適切な工程計画を立て、工事期間のすべてにおいて、近隣住民に工事内容等を掲示板等で周知させること。
- (4) 業務終了後速やかに報告書を提出すること。

キ 備品等設置業務

- (7) 選定事業者が設置する什器、備品、事業者が維持管理業務を行う範囲の消耗品を、新築部分、新友愛の家、既存部分のそれぞれの施設において市の完成確認前に所定の

位置に搬入・設置し、必要に応じ固定すること。搬入・設置にあたっては、市が搬入・設置する備品等との調整を行い、市と事前に十分協議を行い実施すること。

- (イ) 選定事業者が設置する備品は、資料A 2に示す。選定事業者は、資料A 2に示す備品に加え、維持管理・運營業務において要求水準を満たすために必要と考えられる備品等を提案すること。なお、資料A 1に示す、既存施設において使用している備品のうち、こども発達センター等において引き続き使用するものについては、それぞれの施設において市の完成確認後に適宜移設すること。資料A 1に示す備品のうち、こども発達センター等において使用しないものについては、市が他施設で使用又は処分を行うので、既存施設ごとにまとめておくこと。
- (ロ) 備品の設置に当たっては、室内空間と調和し、温もりのある落ち着いた施設環境を形成するような備品の選定に努めること。
- (ハ) 備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。
- (ニ) 本事業における備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の作り付け等の備品を計画することを認めるものとする。必要に応じて備品の設計を行うこと。
- (ホ) 選定事業者は、市の完成確認までに備品に対する耐震対策や動作確認、試運転検査等を行い、報告書を提出すること。扉についても同様とする。
- (ヘ) 選定事業者は、備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を市と十分に協議するものとする。
- (コ) 選定事業者は、整備した備品等について備品台帳を作成し市に提出すること。
- (ケ) 岡崎市物品管理規則（昭和 39 年岡崎市規則第 5 号）第 3 条第 1 項第 1 号に該当する備品については、備品標示票による標示を行うこと。

ク 開業準備業務

- (7) 本施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する市（支援センター指定管理者を含む。）への説明及び運営に関する助言を行うこと。
- (4) 本施設・各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルを作成すること。
- (9) 本施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟のための研修を開催し、その記録を作成すること。
- (1) 開業準備業務に必要な資材及び消耗品などの調達については、選定事業者の負担とする。
- (6) 開業準備業務期間中に、市による購入備品の搬入設置、室内LAN配線等を予定している。選定事業者は、市と協議の上、開業準備の期間及び引き渡し予定日（事業契約書に定める日）を定めること。なお、市が行う備品搬入に伴う事故や建物の破損等は、市側の責任とする。

ケ 駐車場整備業務

- (7) 駐車場及び駐輪場の整備に当たっては、第3の1施設の規模及び構成に示す駐車台数を基本とし、想定施設利用者数や業務集中度（最大同時利用時）などを踏まえて整備すること。なお、原則として職員通勤用駐車場は配置しないこと。また、各センターが利用する公用車や通所バスの駐車場は、市が本事業敷地外に整備する。
- (4) 施設の性格上、障がい者等の利用が多数に想定されることから、アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。
- (9) 駐車場と施設の分離が図れるよう、植栽帯等を効果的に配置すること。

コ 敷地内通路整備業務

- (7) 資料A12に示す敷地内通路の車路及び歩道の舗装を改修すること。
- (4) 資料A12に示す敷地内通路の既存外灯を撤去し、新たに設置すること。
- (9) 資料A12に示す敷地内通路沿いに設置されている擬木を撤去し、新たに安全な手すり等を設置すること。

サ 所有権移転業務

こども発達センター新築部分は、引き渡しを証する書類を市から受領した後、引渡し予定日までに選定事業者の負担により建物について必要な登記を行ったうえで、完成図とともに市に施設の所有権を移転すること。

シ 各種申請等業務

- (7) 本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- (4) 市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、選定事業者は必要な協力を行うこと。

ス その他設計・建設業務上必要な業務

本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たすうえで、その他に設計・建設業務上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。

4 動線計画に関する要求水準

(1) こども発達センター

- ア 敷地内へは、市道福祉センター北線からのみ進入できる計画とすること。
- イ 施設の利用者用エントランスは、新築部分と既存部分にそれぞれ1箇所以上設けること。メインエントランスは新築部分に設け、利用者用駐車場からのアプローチ及び通所バスの乗降を想定すること。既存部分は主に有料貸出施設利用者のエントランスと職員の最終退所口として想定すること。ただし、既存部分の改修工事が完了するまでの間はメインエントランスを職員の最終退所口としても構わない。
- ウ イのエントランスとは別に、給食用食材等の搬入口を設けること。搬入口付近に搬入車両（2tトラック等を想定）の駐車スペース1台分を設け、雨天時に雨に濡れることなく搬入車両から直接、食材等を搬入できるよう配慮すること。なお、施設内では、給食用食材等の搬入路と施設利用者の動線が交錯しないよう計画すること。
- エ 新築部分と既存部分は、横からの雨を防ぐ屋根のある渡り廊下でつなぎ、車いす対応のスロープを設置すること。

(2) 新友愛の家

- ア 施設のアプローチは、既存施設の形状を利用すること。
- イ 浴室棟跡地に整備する自走式立体駐車場と新友愛の家の2階を接続し、直接出入りできるようにすること。なお、その経路は、車いす利用者に配慮し、段差を設けないこと。
- ウ エントランスとは別に、車いす通行が可能な通用口を設置すること。

5 施設計画に関する要求水準

諸室の具体的な用途・目的、要求水準、参考面積、想定利用人数等を示す。

諸室の面積については、参考値を示すが、要求水準を満たした上で合理性が認められる場合においては、変更を認めるものとする。ただし、関係する法令等において必要面積が定められている場合は、それらを満たす場合に限り変更を認める。

諸室の分類は以下のとおりとする。

- A （個別の室として整備する必要のあるもの）
- B （機能が満たされていれば必ずしも個別の室として整備する必要のないもの）

上記の分類及び諸室の機能を考慮して施設計画を行うこと。

Bに分類される室等の機能を統合した場合は、統合した室名及びその理由を提案書に明記すること。また、魅力ある施設づくりのために、新たな機能を持つ室又は空間を提案することも可能とする。

ただし、いかなる場合であっても、「1 施設の規模及び構成」に示した内容を逸脱しないこと。

諸室に設置する設備は資料A13に示す。面積の指定の無い居室については、資料A1に示す備品のうちこども発達センター等で引き続き使用する備品、資料A2に示す備品を配置するのに十分な広さを確保すること。

なお、設置場所を特定する備品については、諸室の要求水準に示す。

(1) 共通事項

項目		要求水準
全体計画	ユニバーサルデザイン	・整備にあたっては、ユニバーサルデザインの理念に沿った施設計画を行うこと。
	環境への配慮	・省資源・省エネルギー、再生資源の利用等、環境保全や環境負荷の低減に配慮した施設とすること。 ・オゾン層破壊物質を用いる機器は、原則として使用しないこと。また、地球温暖化係数の高い温室効果ガスを排出する機器の使用もできる限り避けること。 ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）やエコマテリアルの使用等、LCCO₂の削減について配慮すること。 ・雨水の流出抑制に努めること。
	木材利用の促進	・岡崎市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針に従い、木質化に努めること。 ・医療センター及び支援センター（主に子どもが利用する居室部分や廊下等）についてはフローリングを基本とし、乾式の二重床とすること。＊床材の指定がある部分を除く。
	ライフサイクルコストの縮減	・施設の長寿命化を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に配慮し、事業期間内のすべてのコスト（設計・建設費、維持管理費、光熱水費、設備更新費等）が有利となる施設整備を行うこと。
	施設の保全性	・新築部分は耐久性能を50年程度とすること。 ・施設の性能及び機能を使用目的に適合させるために、保守、点検、運転、清掃、修繕、改修及び備品の更新の利便を図ること。 ・建設場所の気象条件や利用時間を考慮し、結露・凍結による障害のない断熱性能を有すること。
防災計画	耐震安全性	・構造体の耐震安全性の確保はもちろん、建築非構造部材、設備機器等についても耐震安全性の確保に努めること。 ・耐震安全性の指標として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、耐震安全性の分類を下記の数値とすること。 新築部分 構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：B類 建築設備：乙類 ・既設施設 構造体：一 建築非構造部材：B類 建築設備：乙類
	耐火性の確保	・構造体、建築非構造部材ともに耐火性の確保に努めること。
	砂防設備	・砂防指定地内の行為に際し、必要に応じて愛知県砂防指定地内行為技術審査基準に基づく砂防設備を設置すること。
	防犯対策	・利用者や本施設を保護するために、施設の利用状況・開館時間等を勘案して適切な監視及び防犯計画を立て、犯罪・災害等の未然防止に努めること。 ・各室は施錠ができ、管理が可能とすること。
	その他安全性の確保	・火災時の避難安全性、耐風性、耐雪安全性、耐落雷性、常時荷重に対する性能を確保すること。

(2) こども発達センター

ア 全体

こども発達センター全体に係る要求水準	
1	明るく開放的で広々とした空間とすること。
2	床材は指定のある部分を除き、衛生面を十分に配慮し、転倒してもケガをしにくく、なおかつ車いすでの通行に支障のないようにすること。
3	壁などは雰囲気が和らぐ素材、色調とすること。また、自閉症児等の特性に配慮し、刺激の少ない環境とすること。（注目を引くような絵柄、色、光る飾り等は使用しない）
4	廊下や階段には子ども用の手すりを設置すること。ただし、支援センターの外部に面する窓のある廊下は除く。なお、階段は両側手すりとすること。
5	消火器やAED設備等、廊下に設置する備品等は全て壁面に収納できるようにし、壁面に凹凸が生じないようにすること。
6	諸室の室名を記載したプレートや案内板等のサインを設置すること。なお、室名のプレート及びサインは親しみのわくデザインとすること。
7	各居室は、使用中かどうかすぐ確認できるような配慮をすること。具体的な方法については、事業者の提案による。
8	医療センター（医療法上の診療所部分）は、扉や壁等により、明確に区画すること。
9	利用者の居室間の移動は、指定がある場合を除き、廊下を経由すること。
10	指定のある場合を除き、屋内の扉は原則としてスライド式のドアとすること。開放状態で扉が止まるようにし、手指をはさむような事故がないような配慮をすること。
11	窓や扉の鍵、スイッチ、コンセント等の設置場所、形状等は、乳幼児のいたずらや事故を防止するよう配慮すること。（例：手の届かない位置に設置する 等）
12	居室の扉には鍵を付け、内・外側の両側から施錠できる構造とすること。
13	窓ガラスは割れにくく、割れたときにケガをしにくいものとする。
14	開放できる窓を設け、換気が十分に行えるようにすること。ただし、虫などの飛び込みを防止すること。
15	各居室は、子どもの目線で、室内から外が、廊下などから室内がそれぞれ見えないようにすること（職員専用の部屋は除く）。
16	子どもの転落防止のため、窓の高さに配慮するとともに、手すりなどに足を掛けて窓から乗り出すことがないようにすること。特に屋上に設置する園庭や水遊び場からは乗り出すことがないようにすること。
17	エントランスやエレベーター付近等見やすい場所に掲示場所を設けること。ただし、子どもの誤飲防止のため、掲示場所でのマグネットや画鋲の使用は想定しない。（指定のある場合を除く。）掲示物はセロハンテープ等粘着による掲示を想定し、掲示場所は貼付が容易で破損しにくいものとする。
18	こども発達センター内の窓には、直射日光及び周辺道路からの視線に配慮し、必要に応じてカーテン、ブラインド等を設置すること。ただし、支援センターの親子通所エリアにおいては、カーテンとすること。
19	諸室やトイレに設置する手洗いは、温水対応とすること。
20	建物出入口（000 エントランスホール、500 エントランスホール）から各センター出入口（100 相談センター出入り口、200 医療センター出入り口、300 支援センター出入り口（利用者用））までの間は、他センター内（諸室及び廊下を含む上足部分。既存施設内の廊下を除く。）を経由せず行き来できるようにすること。

イ こども発達センター（新築部分）／共有部分

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
000	エント ランス ホール	B	【用途】 ・ こども発達センターのメインエントランス ・ 施設利用者の受付・待合 【要求水準】 ・ 風除室を設けること。 ・ 明るく、利用者がくつろげ、ゆとりのある空間とすること。 ・ 各センターの行事予定を案内する電光掲示板（デジタルサイネージ）を設置すること。なお、電光掲示板（デジタルサイネージ）に表示する内容は総合受付内又は新友愛の家事務室のパソコンで編集できるようにすること。 ・ 託児スペース（30㎡程度）を確保し、他のエントランスホール部分とは簡易な間仕切りで区画すること。 ・ 託児スペースは土足禁止とし、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）及びベンチ（備品リスト掲載）を配置すること。 ・ 建物外への出入口は、職員の目の届く場所に配置すること。（例：玄関を総合受付付近に配置する。） ・ 24人乗りのエレベーターを設置すること。 ・ エントランスへのアプローチには、雨に濡れない車寄せ（通所バス対応）を設けること。 ・ 見やすく取り出しやすい位置にAEDを配置すること。	120㎡	
000-1	託児ス ペース	B	【用途】 ・ 発達センター利用者の弟妹の託児 【要求水準】 ・ 利用者の利用しやすい場所に配置すること。 ・ 原則、エントランスホール等と一体で整備するものとし、簡易な間仕切りで区画すること。ただし、個別の室とすることもできる。 ・ 土足禁止とし、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）及びベンチ（備品リスト掲載）を配置すること。	30㎡	
001	情報発 信スペ ース	B	【用途】 ・ 発達障がい等に関する情報の収集 ・ 図書の閲覧 【要求水準】 ・ できるだけ多くの施設来場者の目につく場所に配置すること。エントランスホール内に配置する場合は、エントランスホールの面積に含めて良い。 ・ 10人程度（5人×2組）の打合せスペースを確保すること。 ・ 情報提供ブースを設け、一般インターネット接続に必要なパソコンを2台以上設置すること。 ・ 自由に閲覧できる図書コーナーを設け、書架（備品リスト掲載）を配置すること。	提案	

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
002	総合受 付	B	【用途】 ・ こども発達センター全体の案内 ・ 予約受付等の執務 【要求水準】 ・ 維持管理・運営業務要求水準書で示した業務に必要な機能を確保すること。 ・ エントランスホール内に配置し、利用者の出入りが確認できるよう、エントランスへの見通しを確保すること。 ・ 利用時間帯については、一般回線のほかに少なくとも「相談予約電話」専用の1回線を受信できるようにすること。 ・ 医療センターイントラネット用パソコンを設置するスペースを確保すること。 ・ 施設予約システムに必要なパソコンを設置するスペースを確保すること。 ・ 緊急呼出装置を設置し、事務室①及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。 ・ 受付カウンターを設置すること。 ・ 事業者が配置する職員数に応じた執務スペースを設け、机や椅子、その他の什器等を設置すること。	提案	
003	こども 発達セ ンター （SP C）事 務室	A	【用途】 ・ こども発達センター（SPC）事務室 ・ こども発達センター全体の管理 【要求水準】 ・ 総合受付と一体で配置すること。 ・ 事業者が配置する職員数に応じた執務スペースを設け、机や椅子、その他の什器等を設置すること。	提案	提案

ウ こども発達センター（新築部分）／相談センター

相談センター全体に係る要求水準					
1	指定のある場合を除きNo.100 からNo.108 の諸室を同一フロアに配置すること。				
No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
100	相談セ ンター 出入口	B	【用途】 - 相談センターとこども発達センター（共有部分）の仕切り - 職員の相談センター事務室①入室時の靴の履き替え場所 【要求水準】 - 靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）を配置すること。	提案	-
101	事務室 ①	A	【用途】 - 相談センター等職員用事務室 - 受給者証の申請受付、発行 【要求水準】 - 廊下から相談センター出入口を経由し、出入りできる配置とすること。 - 医療センター職員用通路へ廊下を介さず直接出入りできるようにすること。 - 室内を土足禁止とすること。 5人程度の打合せスペース及びコピー機設置スペースを確保すること。 - フリーアクセスフロア仕様とすること。 - 医療センターイントラネット用パソコンを設置するスペースを確保すること。 - 廊下側との仕切りの一部は、車いす対応のローカウンター（4人程度用でプライバシーに配慮した仕切りを設けたもの）を設置すること。 - 廊下側の共用部分に待合用のロビーチェアー（備品リスト掲載）を配置すること。 - 相談センター職員 20 人、医療センター12 人（看護師・療法士）の執務スペースを確保すること。 - 相談センター内への利用者の出入りが容易に確認できるようにすること。	157 m ²	職員 32 人
102	サーバ ー室	A	【用途】 - 医療センターイントラネット用ネットワーク及び施設予約システム用サーバー置き場 【要求水準】 - フリーアクセスフロア仕様とすること。 - サーバー設置スペースを確保すること。	6 m ²	-
103	相談室	A	【用途】 - 専門相談希望者への対応 - 受給者交付申請の相談 【要求水準】 3室以上設け、1室はメインエントランス付近に配置し、残りは事務室①付近に配置すること。	18 m ² ／室	利用者 1 組／ 室 職員

			・メインエントランス付近に配置させた相談室は和室とし、室内を土足禁止とし、共有部分からの出入口付近に履き替えスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）を配置すること。また、同相談室に乳幼児が遊べるスペース（3㎡程度）を確保すること（仕切りは不要）。 ・出入口を2箇所以上設けること。なお、出入口はスライド式のドアは不可とする。 ・相談の音が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないよう遮音すること。 ・緊急呼出装置を設置し、入り口付近に異常を示す表示灯を設け、事務室①及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。 ・相談者がリラックスした雰囲気の中で相談できるよう、閉塞感のない内装、照明等工夫すること。 ・相談者のプライバシーを確保するため、外部から直接室内が見えないよう配慮すること。		1～2人／室
104	倉庫	A	【用途】 ・相談センター用倉庫 【要求水準】 ・棚を設けるなど収納効率の高いものとする。 ・こども発達センター（既存部分）に配置しても構わない。	20㎡	-
105	情報処理室	A	【用途】 ・イントラネット未配備職員の情報取得 【要求水準】 ・フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・一般インターネット接続に必要なパソコンを2台以上設置すること。	13㎡	職員 2人程度
106	資料作成室	A	【用途】 ・啓発用チラシ等大量資料の作成 【要求水準】 ・最上階に配置すること。 ・2人同時に紙折や丁合作業に従事できるスペースを確保すること。 ・カーティンできるよう段差は設けないこと。	16㎡	職員 2人程度
107	給湯室	B	【用途】 ・職員の給湯 【要求水準】 ・事務室①内又は事務室①付近に配置すること。 ・職員のための利用のため、利用者の動線とは別の配置とすること。	提案	-
108	資料保管室	A	【用途】 ・相談資料保管 【要求水準】 ・最上階に配置すること。 ・棚を設けるなど収納効率の高いものとする。 ・カーティンできるよう段差は設けないこと。	20㎡	

エ こども発達センター（新築部分）／医療センター

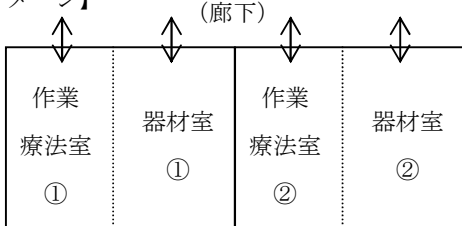
医療センター全体に係る要求水準					
1	指定のある場合を除きNo.200 からNo.217 の諸室を同一フロアに配置すること。				
2	指定のある場合を除きNo.201 からNo.217 の諸室を土足禁止とすること。				
3	医療センターではレントゲン撮影や薬の調剤・分包を想定しないので、レントゲン室及び調剤室を提案する必要はない。				
No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
200	医療セ ンター 出入口	A	【用途】 ・医療センターとこども発達センター（共有部分）の仕切り ・利用者の医療センター入室時の靴の履き替え場所 【要求水準】 ・子どもの飛び出し防止に配慮した二重扉を設けること。 ・扉はタッチスイッチ式の自動ドアとし、タッチスイッチ部分は子ども手の届かない位置とすること。 ・二重扉の扉と扉の間には、靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）及びベンチ（備品リスト掲載）を配置すること。なお、靴箱は、親子2段で使えるようにすること。	提案	-
201	受付・ 待合ス ペース	B	【用途】 ・利用者の受付・待合 ・医療情報管理 ・医療費請求 【要求水準】 ・医療センター出入口付近に配置すること。 ・可能な限り自然光を取り入れ、明るい空間とすること。 ・自由に閲覧できる図書コーナーを設け、図書コーナー内に雑誌架（備品リスト掲載）を配置すること。 ・受付（執務スペース）と待合スペースの間に車いす対応のローカウンターを設置すること。 ・医療センターイントラネット用パソコンを設置するスペースを確保すること。 ・受付（執務スペース）は、事務室①に隣接し、事務室①から廊下を介さず直接出入りできるようにすること。（区画は必要） ・執務スペースは、受付事務職員3人分の執務スペースを確保すること。 ・執務スペースの床はフリーアクセスフロア仕様とすること。	60 m ²	利用者 7～10 組 職員 3人

202	診察室	A	【用途】 ・ 医師による発達障がいの疑いのある子どもの診察 【要求水準】 ・ 受付・待合スペース付近に配置すること。 ・ 診察の声が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないように配慮すること。 ・ 3室設けること。同じく3室設けた処置室（行動観察室）とそれぞれ隣接させ、診察・観察が連動して行えるよう、利用者が廊下等を経由せずに行き来ができるような配置とすること。 ・ 処置室を挟んで隣接させること。 ・ 診察室から処置室内の子どもの様子が観察できるよう、診察室と処置室の間の壁面には、子どもの視線より高い位置にマジックミラー及びカーテンスクリーン（備品リスト掲載）を設置すること。 ・ 外部から室内が見えないよう配慮をすること。 ・ 壁面には小物遊具や書籍を収納する家具（内寸 W1,530mm×D645mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・ 壁面の収納家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・ 利用者用出入口とは別にスタッフ用の出入口を設け、直接職員用通路に出入りできること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ マグネットボード（備品リスト掲載）を各診察室の壁面に設置すること。 ・ ショウカステン（備品リスト掲載）を各診察室の壁面に設置すること。	18 m ² ／室	利用者 1組／ 室 職員 2人／ 室
202 -1	職員用 通路	B	【用途】 ・ 職員のバックヤード ・ 各診察室間を行き来できる職員用通路 【要求水準】 ・ 職員用通路には診察用の資機材が保管できるスペースを確保し、手洗いを各診察室付近に設置すること。	提案	-

203	処置室 (行動 観察室)	A	【用途】 ・ 子どもの行動観察 ・ 子どもの急変時処置（急変時処置対応の処置室のみ） 【要求水準】 ・ 3室設け、各診察室に1室ずつ隣接させること。 ・ 利用者の声が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないよう配慮すること。 ・ 壁面には小型遊具等を収納する家具（内寸 W765mm×D645mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・ 壁面の収納家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・ レゴブロック基礎板（備品リスト掲載）を各処置室の壁面に配置すること。 ・ 3室のうち1室を急変時処置対応とし、他の処置室より広くすること。 【配置のイメージ】 マジックミラー、 カーテンスクリーン (職員用通路)	13 m ² ／室 (急 変時 対応 は 15 m ²)	利用者 1人／ 室 職員 1人／ 室
-----	--------------------	---	---	---	---------------------------------------

204	集団療育室	A	【用途】 ・ 小集団での親子療育 【要求水準】 ・ 2室設けること。2室の間に療育用トイレ（No. 205）と収納庫（No. 206）を配置し、両室から直接出入りして使用できるようにすること。 ・ 壁は、別途指定のある部分を除き、腰壁以下に壁面用の防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。 ・ 足音やCDプレイヤー等の音が廊下や隣室に極力漏れないように配慮すること。 ・ 壁面には対象児の手の届かない位置に保護者の手荷物を収納するロッカー（1人分内寸 W263mm×D342mm×H373mm、15人分/室、全30人分）を設置すること。なお、ロッカーには扉を付けること。 ・ 壁面には検査器具、小型遊具等を収納する家具（内寸 W1,530mm×D1,290mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・ 壁面の収納ロッカー及び家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・ 集団療育室内の廊下への出入口付近に子ども用の手洗い3台を配置すること。 ・ 体温調整が困難な子に配慮し、床暖房を設置すること。 【配置のイメージ】 ※図中の矢印は動線を示す（廊下）	51 m ² /室	利用者 15組/ 室
205	療育用トイレ	A	【用途】 ・ 集団療育用トイレ 【要求水準】 ・ 集団療育室（No. 204）の間に配置すること。 ・ 各集団療育室から直接、出入りできる位置に配置すること。なお、廊下からの出入りも考慮すること。 ・ 子ども用洋式大便器2台、子ども用手洗い2台を設置すること。 ・ 各個室内は、大人が介助できるスペースを確保すること。 ・ 子ども用の各個室の扉は子どもの背丈程度とすること。 ・ 各集団療育室との間のドアには子どもが容易に開閉できないような位置で簡易な鍵をかけられるようにすること。 ・ 換気を考慮し、外部に面する窓を設けるか換気扇を設置すること。 ・ ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。	8 m ²	利用者 2組

206	収納庫	A	【用途】 ・ 集団療育室で使用する備品等の収納 【要求水準】 ・ 出入口は、遊具が出し入れ可能とすること。 ・ 遊具を十分収納できる幅、奥行き、高さを確保すること。 ・ 2室の集団療育室の間に設け、各集団療育室から直接出入りできるようにし、扉には子どもが容易に開閉できないような位置で簡易な鍵をかけられるようにすること。 ・ 廊下からの出入りは考慮しなくても良い。 ・ 棚を設けるなど収納効率の高いものとすること。	8 m ²	—
207	医局 (医師)	A	【用途】 ・ 医師の執務 【要求水準】 ・ 医師4人程度が事務従事するスペースを確保すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ 診察室付近に配置し、診察室から職員用通路を介して出入りできるようにすること。 ・ 事務室①付近に配置し、事務室①から職員用通路を介して出入りできるようにすること。 ・ 医局（医師）内の職員用通路への出入口付近に手洗い1台を設置すること。	32 m ²	職員 4人
208	医局 (看護師)	A	【用途】 ・ 看護師の執務、カンファレンス（会議） 【要求水準】 ・ 看護師4人程度が事務従事するスペースを確保すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ 事務室①の中に設けること。ただし、他の職員の執務スペースとの間には職員比に応じて面積を変更できるよう簡易な間仕切りを設けること。	提案	職員 4人
209	作業 療法室	A	【用途】 ・ 医学的リハビリ（作業療法士による作業療法） 【要求水準】 ・ 2室設け、隣接させること。ただし器材室（No. 210）は作業療法室の間に設けても良い。 ・ 天井にパイプ又はアンカーを設置し、吊り下げ遊具を自由に取り付けられるよう、十分な強度（吊り下げ金具1箇所あたり 1,620 kg以上）を保つこと。 ・ トランポリンなどができるように、天井は高さ 3,000mm 以上を確保すること。 ・ 腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。 ・ 足音やCDプレイヤー等の音が廊下や隣室（器材室は除く）に極力漏れないよう配慮すること。 ・ 作業療法室内の廊下への出入口付近に子ども用手洗い1台を設置すること。	16 m ² / 室	利用者 1人／ 室 職員 1人／ 室

210	器材室	A	【用途】 - 作業療法室で使用する大型訓練道具の収納 【要求水準】 2室設けること。 - それぞれを作業療法室と隣り合うように配置すること。 - 作業療法室と器材室の間は可動間仕切りで仕切り、作業療法室1室と器材室1室を一体として利用できるようにすること。 - 室内の仕様は作業療法室と合わせること。 - 出入口は、遊具が出し入れ可能とすること。 - 遊具を十分収納できる幅、奥行き、高さを確保すること。 【配置のイメージ】 	20 m ² /室	—
211	言語療法室	A	【用途】 - 医学的リハビリ（言語聴覚士による言語療法） 【要求水準】 3室設けること。 - フリーアクセスフロア仕様とすること。 - 中の声が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないよう配慮すること。 - 腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。 - 足音やCDプレイヤー等の音が廊下や隣室に極力漏れないよう配慮すること。 - 壁面には検査器具、小型遊具等を収納する家具（内寸 W1,530mm×D645mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 - 壁面の収納ロッカー及び家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 - 言語療法室内の廊下への出入口付近に子ども用手洗い1台を設置すること。	16 m ² /室	利用者 1人／室 職員 1人／室

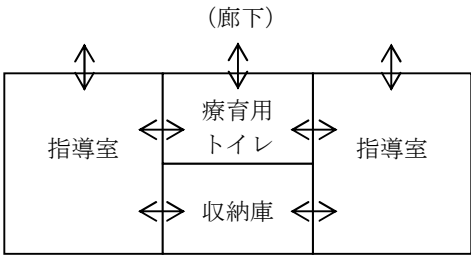
212	心理療法室	A	【用途】 ・ 医学的リハビリ（臨床心理士による心理療法） 【要求水準】 ・ 3室設けること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ 中の声が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないよう配慮すること。 ・ 腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。 ・ 足音やCDプレイヤー等の音が廊下や隣室に極力漏れないよう配慮すること。 ・ 壁面には検査器具、小型遊具等を収納する家具（内寸 W765mm×D645mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・ 壁面の収納ロッカー及び家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・ 心理療法室内の廊下への出入口付近に子ども用手洗い1台を設置すること。	12 m ² /室	利用者 1人／室 職員 1人／室
213	療法士室	A	【用途】 ・ 言語療法士、作業療法士、臨床心理士の執務 【要求水準】 ・ 8人程度が事務従事するスペースを確保すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ 事務室①の中に設けること。ただし、他の職員の執務スペースとの間には職員比に応じて面積を変更できるよう簡易な間仕切りを設けること。	提案	職員 8人
214	会議室	A	【用途】 ・ 職員会議・研修 【要求水準】 ・ 20人程度・ロの字型会議が可能な配置とすること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ 事務室①と隣接した配置とし、将来の職員増加時には事務室に転用できるよう、事務室①との区画は簡易な間仕切りで仕切ること。 ・ 事務室①から廊下を介さず直接出入りできるようにすること。	42 m ²	職員 20人
215	発達センター長室	A	【用途】 ・ こども発達センター長の執務 等 【要求水準】 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ 事務室①付近に配置し、事務室①から職員用通路を介して出入りできるようにすること。 ・ 診察室付近に配置し、診察室から職員用通路を介して出入りできるようにすること。	15 m ²	職員 1人

216	応接室 ①	A	【用途】 ・ 利用者以外の来客の対応 【要求水準】 ・ 事務室①付近に配置し、事務室①から職員用通路を介して出入りできるようにすること。 ・ 発達センター長室に隣接して配置し、発達センター長室から直接、出入りできるようにすること。	14 m ²	利用者 1 組 職員 1 ～ 2 人
217	準備室	A	【用途】 ・ 集団療育の事前準備 ・ 感情が高ぶった子どもの心を落ち着ける場 【要求水準】 ・ 中の声が隣室に極力聞こえないように配慮すること。 ・ 出入口はスライド式のドアは不可とする。 ・ 利用者のプライバシーを確保するため、外部から直接室内が見えないよう配慮すること。 ・ 利用者がリラックスできるよう、閉塞感のない内装、照明等工夫すること。	14 m ²	利用者 1 組

オ こども発達センター（新築部分）／支援センター

《単》・・・単独通所用の室、 《親》・・・親子通所用の室

支援センター全体に係る要求水準					
1	指定のある場合を除き単独通所用の室（No.301 からNo.307）を同一フロアに配置すること。				
2	指定のある場合を除き親子通所用の室（No.308 からNo.313）を同一フロアに配置すること。				
3	指定のある場合を除き単独通所用の室（No.301 からNo.307）と親子通所用の室（No.308 からNo.313）は別フロアとすること。				
4	指定のある場合を除き支援センターの室（No.316 からNo.321）を同一フロアに配置し、単独通所又は親子通所のどちらかと同一フロアに配置すること。				
5	指定のある場合を除きNo.301 からNo.321 の諸室を土足禁止とすること。				
No.	諸室名称	分類	用途／要求水準	参考面積	利用人数
300	支援センター出入口（利用者用）	A	【用途】 ・支援センターとこども発達センター（共有部分）の仕切り ・利用者の支援センター入室時の靴の履き替え場所 【要求水準】 ・単独通所、親子通所それぞれのフロアに設けること。 ・子どもの飛び出し防止に配慮した二重扉を設けること。 ・扉はタッチスイッチ式の自動ドアとし、タッチスイッチ部分は子どもの手の届かない位置とすること。 ・二重扉の扉と扉の間には、靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）及びベンチ（備品リスト掲載）を配置すること。なお、親子通所の靴箱は、親子2段で使えるようにすること。	提案	-
300 - 1	支援センター出入口（職員用）	B	【用途】 ・支援センターとこども発達センター（共有部分）の仕切り ・職員の支援センター事務室②入室時の靴の履き替え場所 【要求水準】 ・靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）を配置すること。 ・支援センター出入口（No.300）と兼ねても構わない。	提案	-

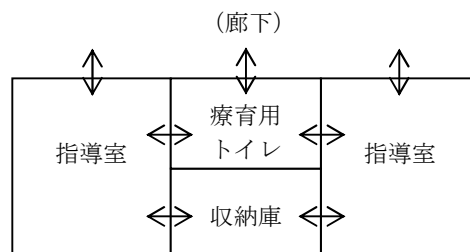
301	指導室 《単》	A	【用途】 ・主に3歳～5歳を対象とした、自閉症や知的障がいの子どものグループ療育 【要求水準】 ・4室設けること。うち1室は肢体不自由児対応とする。 ・肢体不自由児対応の1室については、45㎡/室程度とする。 ・壁面には小物遊具やCDプレイヤー等療育に必要な道具を収納する家具（W1,530mm×D1,290mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・壁面の収納家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・壁面の収納家具は、高い位置にある物が取り出しやすいよう配慮すること。 ・壁面の収納家具は、子どもがよじ登れないようにすること。 ・室内に対象児の手荷物を収納するロッカー（1人分内寸 W263mm×D342mm×H373mm、10人分/室、全40人分）を対象児が自分で収納できる位置に設置すること。なお、ロッカーには扉は付けないこと。 ・壁面の収納ロッカー及び家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・足音やCDプレイヤー等の音が隣室や階下に極力漏れないよう配慮すること。 ・各指導室《単》には療育用トイレ（No.302）を隣接させ、廊下を介さず直接出入りできるようにすること。 ・収納庫（No.314）を隣接させ、廊下を介さず直接出入りできるようにすること。また、収納庫の扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・体温調整が困難な子に配慮し、床暖房を設置すること。 ・指導室内の廊下への出入口付近に子ども用手洗い3台を設置すること。 【配置のイメージ】※図中の矢印は動線を示す 	40㎡ /室	利用者 7～10 人/室
				肢体 不 自 由 児 対 応 45㎡ /室	職員 2～4 人/室

302	療育用 トイレ 《単》	A	【用途】 ・主に3歳～5歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どものトイレ 【要求水準】 ・指導室2室につき1箇所設置すること。 ・各指導室から直接、出入りできる位置に配置すること。なお、廊下からの出入りも考慮すること。 ・子ども用洋式大便器3台、子ども用小便器2台、大人用洋式大便器1台を設置すること。 ・療育用トイレ内に子ども用手洗い3台、大人用手洗い1台を設置すること。 ・温水対応のシャワーパン（W1, 100 mm×D750 mm×H1, 115 mm 程度）を設置し、大人が介助するスペースを設けること。 ・便器の間隔は、大人が介助できるスペースを確保すること。 ・子ども用の各個室の扉は子どもの背丈程度とすること。なお、大人用の個室の壁は十分な高さを確保すること。 ・各指導室との間のドアには子どもが容易に開閉できないような位置で簡易な鍵をかけられるようにすること。 ・換気を考慮し、外部に面する窓を設けるか換気扇を設置すること。 ・ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。	16 m ²	利用者 3組/室
302 - 1	療育用 トイレ 《単》	A	【用途】 ・主に3歳～5歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どものトイレ 【要求水準】 ・訓練室、遊戯室、観察室、リハビリ室及び医務室兼静養室の近くに療育用トイレが無い場合（概ね各諸室から30m以内に無い場合）に配置すること。 ・子ども用洋式大便器3台、子ども用小便器2台、大人用洋式大便器1台を設置すること。 ・療育用トイレ内に子ども用手洗い3台、大人用手洗い1台を設置すること。 ・温水対応のシャワーパン（W1, 100 mm×D750 mm×H1, 115 mm 程度）を設置し、大人が介助するスペースを設けること。 ・便器の間隔は、大人が介助できるスペースを確保すること。 ・子ども用の各個室の扉は子どもの背丈程度とすること。なお、大人用の個室の壁は十分な高さを確保すること。 ・換気を考慮し、外部に面する窓を設けるか換気扇を設置すること。 ・ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。 ・緊急呼出装置を各個室に設置し、入り口付近に異常を示す表示灯を設け、事務室②及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。	16 m ²	利用者 3組/室

303	訓練室 《単》	A	【用途】 ・主に3歳～5歳自閉症や知的障がいの子どもの個別又は集団感覚統合療育 【要求水準】 ・天井にパイプ又はアンカーを設置し、吊り下げ遊具を自由に取り付けられるよう、十分な強度（吊り下げ金具1箇所あたり1,620kg以上）を保つこと。 ・トランポリンなどができるように、天井の高さは3,000mm以上を確保すること。 ・腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。 ・遊戯室《単》と隣接させること。遊戯室《単》との間には可動壁を設け、一体利用も可能とすること。 ・足音やCDプレイヤー等の音が階下や隣室に極力漏れないよう配慮すること。 ・出入口は、大型遊具が出し入れ可能とすること。 ・体温調整が困難な子に配慮し、床暖房を設置すること。	30 m ²	利用者 7～10 人 職員 2～4 人
304	遊戯室 《単》	A	【用途】 ・主に3歳～5歳を対象とした、自閉症や知的障がいの子どもと保護者のるグループ療育 【要求水準】 ・天井にパイプ又はアンカーを設置し、吊り下げ遊具を自由に取り付けられるよう、十分な強度（吊り下げ金具1箇所あたり1,620kg以上）を保つこと。 ・トランポリンなどができるように、天井の高さは3,000mm以上を確保すること。 ・腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。 ・足音やCDプレイヤー等の音が階下や隣室に極力漏れないよう配慮すること。 ・出入口は、大型遊具が出し入れ可能とすること。 ・体温調整が困難な子に配慮し、床暖房を設置すること。	85 m ²	利用者 35～50 人 職員 14人

305	観察室 《単》	A	【用途】 ・ 自閉症や知的障がいの子どもの療育に関する個別観察 ・ 施設利用希望者の個別観察 【要求水準】 ・ 相談室（No.323）と隣接させること。相談室との間の壁面には、子どもの目線より高い位置にマジックミラー及びカーテンスクリーン（備品リスト掲載）を設置すること。 ・ 相談の声が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないよう配慮すること。 ・ 和室とすること。また、室内に乳幼児が遊べるスペース（3㎡程度）を確保すること（仕切りは不要）。 ・ 出入口を2箇所以上設けること。 ・ 相談者がリラックスした雰囲気の中で相談できるよう、閉塞感のない内装、照明等工夫すること。 ・ 相談者のプライバシーを確保するため、外部から直接室内が見えないよう配慮すること。	24㎡	利用者 1組 職員 1人
306	リハビリ室 《単》	A	【用途】 ・ 主に3歳～5歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どもの個別作業又は言語療育 【要求水準】 ・ 足音やCDプレイヤー等の音が階下や隣室に極力漏れないよう配慮すること。 ・ 壁面には検査器具、小型遊具等を収納する家具（内寸W1,530mm×D645mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・ 遊戯室と隣接させ、遊戯室との一体利用も可能となるよう、遊戯室との間は可動壁とすること。	18㎡	利用者 1人 職員 1人
307	医務室 兼静養室 《単》	A	【用途】 ・ 主に3歳～5歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どもの体調不良時の静養 【要求水準】 ・ 腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とする等、子どもが暴れたり、自傷行為をすることを考慮した安全性の高い部屋とすること。 ・ 子どもがリラックスした雰囲気の中で落ち着けるよう、内装、照明等工夫すること。 ・ 事務室②付近に配置すること。	11㎡	利用者 2・3人

308	指導室 《親》	A	【用途】 ・主に1歳半～2歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どもと保護者のグループ療育 【要求水準】 ・6室設けること。 ・壁面には小物遊具やCDプレイヤー等療育に必要な道具を収納する家具（内寸W1,530mm×D1,290mm×H421mm）を設置し、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・壁面の収納家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・壁面の収納家具は、高い位置にある物が取り出しやすいよう配慮すること。 ・壁面の収納家具は、子どもがよじ登れないようにすること。 ・室内に対象児の手荷物を収納するロッカー（1人分内寸W263mm×D342mm×H373mm、10人分/室、全60人分）を対象児が自分で収納できる位置に設置すること。なお、ロッカーには扉を付けること。 ・室内の対象児の手の届かない位置に保護者の手荷物を収納するロッカー（1人分内寸W263mm×D342mm×H373mm、10人分/室、全60人分）を設置すること。 ・壁面の収納ロッカー及び家具は壁に埋め込む形式とし、壁面に凹凸が生じないようにすること。 ・足音やCDプレイヤー等の音が隣室や階下に漏れないよう配慮すること。 ・療育用トイレ（No. 309）を隣接させ、廊下を介さず直接出入りできるようにすること。 ・収納庫（No. 314）を隣接させ、廊下を介さず直接出入りできるようにすること。また、収納庫の扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・体温調整が困難な子に配慮し、床暖房を設置すること。 ・6室のうち2室に、歩行訓練用の手すりを1箇所ずつ設置すること。 ・指導室内の廊下への出入口付近に子ども用手洗い3台を設置すること。 ・配置のイメージ※図中の矢印は動線を示す	50 m ² /室	利用者 7～10 組/室 職員 2～4 人/室
-----	------------	---	--	----------------------	--



309	療育用 トイレ 《親》	A	【用途】 ・主に1歳半～2歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どものトイレトレーニング 【要求水準】 ・指導室2室につき1箇所設置すること。 ・各指導室から直接、出入りできる位置に配置すること。なお、廊下からの出入りも考慮すること。 ・子ども用洋式大便器5台、子ども用小便器2台、大人用洋式大便器1台を設置すること。 ・療育用トイレ内に子ども用手洗い5台、大人用手洗い1台を設置すること。 ・温水対応のシャワーパン（W1, 100 mm×D750 mm×H1, 115 mm 程度）を設置し、大人が介助するスペースを設けること。 ・便器の間隔は、大人が介助できるスペースを確保すること。 ・子ども用の各個室の扉は子どもの背丈程度とすること。なお、大人用の個室の壁は十分な高さを確保すること。 ・各指導室との間のドアには子どもが容易に開閉できないような位置で簡易な鍵をかけられるようにすること。 ・換気を考慮し、外部に面する窓を設けるか換気扇を設置すること。 ・ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。	20 m ²	利用者 5組/室
309 - 1	療育用 トイレ 《親》	A	【用途】 ・主に1歳半～2歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どものトイレ 【要求水準】 ・訓練室、遊戯室及び医務室兼静養室の近くに療育用トイレが無い場合（概ね各諸室から30m以内に無い場合）に配置すること。 ・子ども用洋式大便器3台、子ども用小便器2台、大人用洋式大便器1台を設置すること。 ・療育用トイレ内に子ども用手洗い3台、大人用手洗い1台を設置すること。 ・温水対応のシャワーパン（W1, 100 mm×D750 mm×H1, 115 mm 程度）を設置し、大人が介助するスペースを設けること。 ・便器の間隔は、大人が介助できるスペースを確保すること。 ・子ども用の各個室の扉は子どもの背丈程度とすること。なお、大人用の個室の壁は十分な高さを確保すること。 ・換気を考慮し、外部に面する窓を設けるか換気扇を設置すること。 ・ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。 ・緊急呼出装置を各個室に設置し、入り口付近に異常を示す表示灯を設け、事務室②及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。	16 m ²	利用者 3組/室

310	訓練室 《親》	A	【用途】 ・主に1歳半～2歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どもの個別又は集団感覚統合療育 【要求水準】 ・天井にパイプ又はアンカーを設置し、吊り下げ遊具を自由に取り付けられるよう、十分な強度（吊り下げ金具1箇所あたり1,620kg以上）を保つこと。 ・トランポリンなどができるように、天井の高さは3,000mm以上を確保すること。 ・床は大型遊具の移動（キャスター使用）が容易で、大型遊具の荷重に耐えられる強度とすること。 ・壁は、別途指定のある部分を除き、腰壁以下に壁面用の防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。壁の1面は感覚遊び（ざらざら・つるつるが分かる）ができるよう素材の異なる壁材を使用すること。 ・一般開放対応遊戯室《親》と隣接させ、一体利用も考慮して可動壁による仕切りとすること。 ・足音やCDプレイヤー等の音が階下や隣室に漏れないよう配慮すること。 ・出入口は、大型遊具が出し入れ可能とすること。 ・体温調整が困難な子に配慮し、床暖房を設置すること。	50 m ²	利用者 7～10 組 職員 2～4 人
-----	------------	---	---	-------------------	---

311	一般開放 対応遊戯 室 《親》	A	【用途】 ・主に1歳半～2歳を対象とした自閉症や知的障がいの子どもと保護者のグループ療育 ・療育前後の空き時間に親子で過ごす遊び場 【要求水準】 ・メインエントランスから直接出入り可能な出入口（一般開放利用出入口）を設け、療育の時間外での利用（一般開放利用）ができるよう配慮すること。 ・一般開放利用出入口は、子どもの飛び出し防止に配慮した二重扉を設けること。 ・二重扉の扉と扉の間には、靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）及びベンチ（備品リスト掲載）を配置すること。なお、親子2段で使えるようにすること。 ・一般開放利用出入口は、支援センター出入口と兼ねても構わない。 ・一般開放利用時は、他の親子通所の室（訓練室No.310 は除く）に出入りできないよう間仕切りを設けること。 ・天井にパイプ又はアンカーを設置し、吊り下げ遊具を自由に取り付けられるよう、十分な強度（吊り下げ金具1箇所あたり1,620kg以上）を保つこと。 ・トランポリンなどができるように、天井の高さは3,000mm以上を確保すること。 ・1,250mm×2,250mm程度（深さは500mm程度）の埋め込み型のボールプールを設置すること。 ・腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とすること。 ・足音やCDプレイヤー等の音が階下や隣室に極力漏れないよう配慮すること。 ・出入口は、大型遊具が出し入れ可能とすること。 ・体温調整が困難な子に配慮し、床暖房を設置すること。	165 m ²	利用者 50組 職員 16人
312	ランチ ルーム 《親》	A	【用途】 ・親子通所保護者の親子分離中の昼食・休憩 【要求水準】 ・提供口（カウンター）を挟んで給食室内調理室に隣接させて配置すること。 ・調理室内の提供口にライスウォーマー1台、スープウォーマー1台、ビュッフェウォーマー3台を設置すること。 ・オープンテラスを設置するなど、明るく開放的な空間とすること。 ・床面は、食事での汚れを想定し、拭き掃除のしやすい材質とすること。 ・ランチルーム内の出入口付近に大人用手洗い3台を設置すること。	75 m ²	利用者 60人 職員 8人

313	医務室 兼静養 室 《親》	A	【用途】 ・主に1歳半～2歳を対象にした自閉症や知的障がいの子どもの体調不良時の静養 ・対象児の兄弟の仮眠 【要求水準】 ・腰壁以下の壁及び床は防護マットを設けるなど、柔らかい素材とする等、子どもが暴れたり、自傷行為をすることを考慮した安全性の高い部屋とすること。 ・子どもがリラックスした雰囲気で落ち着けるよう、内装、照明等工夫すること。	11 m ²	利用者 2・3人
314	収納庫 《親》 《単》	A	【用途】 ・指導室で使用する備品等の収納 【要求水準】 ・単独通所、親子通所それぞれのフロアに設けること。 ・出入口は、机・椅子、遊具が出し入れ可能とすること。 ・机・椅子、遊具を十分収納できる幅、奥行き、高さを確保すること。 ・各指導室に隣接させ、指導室から直接出入りできるようにし、その扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・2室の指導室の間に、2指導室分の備品が収納できる収納庫1室を設けることとしても良い。なお、廊下からの出入りは考慮しなくても良い。	12 m ² / 室	—
315	大型収 納庫 《単》	B	【用途】 ・訓練室《単》、遊戯室《単》で使用する備品の収納 【要求水準】 ・訓練室《単》、遊戯室《単》のいずれかの室内又は付近の共用部分に設けること。必要に応じて分散配置としても良い。 ・扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・出入口は、大型遊具が出し入れ可能とすること。 ・大型遊具を十分収納できる幅、奥行き、高さを確保すること。	25 m ²	
315 - 1	大型収 納庫 《親》	B	【用途】 ・訓練室《親》、一般開放対応遊戯室《親》で使用する備品の収納 【要求水準】 ・訓練室《親》、一般開放対応遊戯室《親》のいずれかの室内又は付近の共用部分に設けること。必要に応じて分散配置としても良い。 ・扉は子どもが容易に開けられないようにすること。 ・出入口は、大型遊具が出し入れ可能とすること。 ・大型遊具を十分収納できる幅、奥行き、高さを確保すること。	34 m ²	
316	会議室	A	【用途】 ・職員会議・研修 【要求水準】 ・16人程度・ロの字型会議が可能な配置とすること。 ・フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・事務室②付近に配置すること。	40 m ²	職員 16人

317	事務室 ②	A	【用途】 ・ 支援センター職員用事務室 ・ 支援センター利用申込の受付 ・ 障がい児相談支援事業所利用の申込の受付 【要求水準】 ・ 支援センター出入口付近に配置し、支援センター出入口（No.300 - 1）から廊下を介さず直接出入りできる配置とすること。ただし、支援センター出入口（No.300 - 1）と支援センター出入口（No.300）を兼ねる場合は、支援センター内共有部分から出入りできる配置とすること。 ・ 5人程度の打合せスペースを確保すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ こども発達センター共有部分（廊下側）との仕切りの一部は、車いす対応ローカウンターを配置すること。 ・ 50人分程度の執務スペースを確保すること。 ・ 50人のうち、障がい児相談支援に従事する職員の事務スペースは簡易間仕切りで仕切ること。 ・ 障がい児相談支援の事務スペースは、こども発達センター共有部分（廊下側）から直接、出入りする扉及び他の事務スペースへ出入りする扉を設置すること。（この部分のみ土足可） ・ 利用者の支援センターへの出入りが容易に確認できるようにすること。	210 m ²	職員 44人
318	応接室 ②	A	【用途】 ・ 利用者以外の来客の対応 【要求水準】 ・ 事務室②付近に配置すること。	14 m ²	利用者 1組 職員 1～2人
319	給湯室	B	【用途】 ・ 職員の給湯 【要求水準】 ・ 事務室②内又は事務室②に隣接して設置すること。 ・ 職員のみ利用のため、利用者の動線とは別の配置とすること。	提案	職員 2人
320	倉庫	A	【用途】 ・ 支援センター用倉庫 【要求水準】 ・ 棚を設けるなど収納効率の高いものとすること。	25 m ²	
321	相談室	A	【用途】 ・ 通所児保護者と療育に関する個別相談 ・ 通所希望者の面談 ・ 障がい者相談支援における個別相談 ・ 障がい者相談支援利用希望者の面談 【要求水準】 ・ 2室設けること。うち1室は単独通所用として観察室と隣接させること。 ・ 出入口を2箇所以上設けること。なお、出入口はスライド式のドアは不可とする。 ・ 相談の声が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力	15 m ² ／室	利用者 1組／ 室 職員 1～2 人／室

			聞こえないよう遮音すること。 ・緊急呼出装置を設置し、入り口付近に異常を示す表示灯を設け、事務室②及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。 ・相談者がリラックスした雰囲気でも相談できるよう、閉塞感のない内装、照明等工夫すること。 ・相談者のプライバシーを確保するため、外部から直接室内が見えないよう配慮すること。 ・車いすへの対応を考慮すること。		
322	園庭 《親》 《単》	A	【用途】 ・支援センターの外遊び場 【要求水準】 ・単独通所用、親子通所用を別にし、計2箇所設置すること。うち1箇所は屋上園庭も可とする。 ・単独通所、親子通所それぞれに近接させること。 ・園庭は天然芝とする。ただし、屋上園庭については、人工芝で構わない。ただし、人工芝は毛足が長く摩擦等により怪我をしにくい素材のものとする。 ・各園庭に砂遊び場、滑り台等大型遊具の設置場所を確保すること。 ・園庭出入口付近に子ども用手洗い5台、足洗い場1箇所を設置すること。 ・庇（建築基準法上の屋根には当たらない取り外し可能なもの）を設けるなどして20㎡以上の日影を確保すること。 ・遊具等を収納する倉庫（備品リスト掲載）を設置するスペースを確保すること。	提案	
323	洗濯室	A	【用途】 ・対象児の衣服の洗濯・乾燥 【要求水準】 ・最上階に洗濯乾燥機（洗濯7kg程度）2台が設置できるスペースを確保すること。 ・近接して屋外に外干しスペースを設置すること。 ・外干しスペースには雨よけとして屋根（建築基準法上の屋根には当たらない取り外し可能なもの）を設置すること。	14㎡	—

324	水遊び場	A	【用途】 ・対象児の水遊びを利用した感覚統合支援 【要求水準】 ・屋上に配置すること。 ・据え置き型の幼児用プール（4,500mm×6,000mm×680mm以上）を設置すること。 ・プールサイドには、プールに入ることができない子どもの水遊びスペースを確保すること。 ・緊急呼出装置をプール出入口付近に設置し、事務室②及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようになること。 ・水遊びスペースに給水口を1口設置すること。 ・体洗浄用シャワーを3口設置すること。 ・プールサイドの床は、水はけがよく、滑りにくく、炎天下でも高温になりにくい（素足で歩ける程度）素材とすること。 ・庇（建築基準法上の屋根には当たらない取り外し可能なもの）を設けるなどして20㎡以上の日影を確保すること。	100㎡	利用者 30組 職員 2～4人
325	更衣室	A	【用途】 ・水遊び時の着替え 【要求水準】 ・最上階に配置すること。 ・水遊び場に隣接して直接出入りできる位置に配置すること。 ・30組程度が同時に利用できる更衣棚を設置すること。	18㎡	利用者 30組 職員 6～9人
326	水遊び場用トイレ	A	【用途】 ・水遊び場利用者トイレ 【要求水準】 ・最上階に配置すること。 ・水遊び場に隣接して直接出入りできる位置に配置すること。 ・水遊び場用トイレは、大人用の洋式大便器と手洗い各1台の他に、子ども用の洋式大便器と手洗い各1台を設置し、親子同時利用を想定したスペースと荷物置き場を確保すること。 ・緊急呼出装置を各個室に設置し、入り口付近に異常を示す表示灯を設け、事務室②及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようになること。 ・ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。	10㎡	利用者 1組
327	水遊び場用倉庫	A	【用途】 ・水遊び場清掃道具入れ ・遊具入れ 【要求水準】 ・最上階に配置すること。 ・水遊び場に近接して配置すること。 ・清掃道具、遊具を十分収納できる幅、奥行き、高さを確保すること。	10㎡	-

カ こども発達センター（新築部分）／支援センター（給食室）

(7) 基本的事項

- a 給食室の汚染作業区域及び非汚染作業区域並びに一般区域（洗濯物干しを除く。）を合わせた面積は150㎡程度（±5％程度の増減は認める）を確保すること。
- b 作業領域は指定する部分を除き1フロアとし、食材搬入及び給食搬出のためのスムーズな物流を確保すること。
- c メンテナンス及び調理機器（調理設備及び調理用消耗品の総称をいう。以下同じ。）の更新性に配慮して計画すること。
- d 1献立、5品目（主菜（煮炊物、揚げ物、焼き物、蒸し物のうち1品）、副菜（揚げ物、焼き物、蒸し物、和え物のうち1品）、汁物、デザート及び主食（パン、ご飯、麺のうち1品））に対応可能で、大人（支援センター職員及び親子通所保護者）110食／日、子ども（支援センター通所児、主に1歳半から5歳児）110食／日の調理が安全、確実、衛生的に行え、かつ別添資料2「配膳計画」に沿って利用者及び職員の喫食が可能な施設・設備（建物設備、調理設備を含めた設備全般をいう。以下カにおいて同じ。）を導入すること。なお、提供食数に対して設置される調理機器の能力や数量が適切な安全率を考慮すること。
- e 配膳計画を理解し、給食提供が可能となる調理機器の能力・数量となるよう配慮すること。
- f 調理機器の能力について、作業工程や相互の関連性を考慮した上で、過不足なくバランスが取れたものとなるよう配慮すること。
- g 防火、消火及び緊急時の避難について、調理員の安全性に配慮すること。
- h 地震時における調理設備の転倒や調理用消耗品の飛び出し等について、調理員の安全性に配慮すること。
- i 別添資料2「作業フロー」を参考に最少の人数で無理なく運営が可能となるよう配慮すること。
- j 空調設備などの充実を図り、作業についても最適な環境を確保すること。
- k 場外へ排出される廃棄物の抑制、臭気・防音対策など、環境負荷低減に配慮すること。
- l 防砂・防塵に努めること。
- m 食材搬入車がスムーズに搬入口に接車できるよう転回や切り返し等のスペースを確保すること。
- n 給食室と別フロアに指導室を設けて配膳する場合にはダムウェーターを設置すること。
- o 屋外に業者に返却するリターナブル容器（乳酸菌飲料・牛乳など）及び回収排油の保管場所を設けること。
- p 設置する調理機器等については、別添資料3及び4を参照し、調理機器を設置すること。なお、別添資料4に掲載した調理用消耗品の維持管理及び更新については、支援センター指定管理者が行う。

- (i) ゾーニング・動線に関する基本的事項
- a 食材の搬入から調理までの物の流れに基づき、作業諸室への動線が一方向となるようにレイアウトすること。（廃棄物の動線は除く。）
 - b 諸室へは最小限のルートをもって到達できるよう計画すること。
 - c 諸室の作業内容を検討し、衛生管理区分に応じた区域に分類すること。
 - d 諸室は、給食数に応じた作業空間があり、仕事の流れに応じて、作業を適切に行うことができるように計画されていること。
 - e 給食室内では、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で明確に区分すること。
また、異なる汚染度の移動に際しては、汚染作業区域側にエプロンの取替や履物の履き替え、非汚染作業区域側に手洗いを配置する等考慮すること。
 - f 食材の搬入からその下処理までの作業を行う諸室の動線については、相互に交差汚染しないよう配慮すること。
 - g 包丁、まな板、ざる及びはかりなどの調理用消耗品を通じた交差汚染を防止するため、調理用消耗品は設置された諸室外に持ち出さず、室内で洗浄消毒保管を行えるようにすること。
 - h 物（食材（加工食品含む。）・調理用消耗品・廃棄物等）の動線が衛生的、効率的に計画されるよう配慮すること。
 - i HACCP の概念を取り入れ、汚染度に応じた明確な区分がされるよう配慮すること。
 - j 各区域の境界は、隔壁の他、床面の色別表示等により交差汚染のないよう配慮すること。
 - k 食後の食器の流れは下膳から食器洗浄、食器消毒・保管として、汚染作業区域に区分けされた諸室を食器が移動する施設配置とすること。
 - l 食品の納入は施設利用者入口とは別に設けた搬入口から行うこと。
 - m 配膳室（下膳室）や下処理室からごみ置き場への動線は、台車の使用を想定し、可能な限り最短のルートを、段差を設けず、適切な通路幅を確保する（以下、「カートイン」という）こと。
 - n 調理員が一般区域から汚染作業区域及び非汚染作業区域へ入る際には、靴の履き替えや、手洗い・消毒等を行えるようにすること。
 - o 別添資料2「作業フロー」に配慮して、調理員が効率的に作業が行える動線となるよう配慮すること。
 - p 調理員の動線（調理・洗浄・休憩等）が衛生的、効率的に計画されるよう配慮すること。
 - q 調理用消耗品洗浄用と食品洗浄用のシンクは分けること。
 - r 汚染作業区域の廃棄物は、非汚染作業区域を経由せずに搬出できる動線とすること。

(h) 衛生に関する基本的事項

- a ドライシステムを導入し、設備の配置、調理の作業工程や作業動線を工夫し、二次汚染を防止する対策を講じること。なお、床の洗浄及び清掃に支障のない水勾配や排水設備を確保すること。
- b 非汚染作業区域の汚染の原因となる結露の対策に配慮すること。
- c 施設内の適切な温度及び湿度の管理のために、適切な場所に正確な温度計、湿度計を設置すること。
- d 調理員用トイレは、給食エリアの汚染作業区域及び非汚染作業区域に隣接させず、離れた場所に設けられていること。特に調理室からは動線距離で6m以上離すこと。
- e 給食エリアにおける食品並びに調理用の器具及び容器は、床面から60cm以上の高さの置き台に置くよう計画すること。ただし、倉庫（食品）を除く。
- f 空気の流れに関して衛生的に配慮すること。

(i) 仕上及び設備等に関する基本的事項

- a 仕上げ材等は、原則として「建築設計基準及び同解説」に記載されるものと同等以上とすること。
- b 外部の仕上げは、鼠類、昆虫類及び鳥類の侵入を防げる構造とすること。
- c 室内の上方は、明るい色を基調とすること。
- d 汚染作業区域及び非汚染作業区域の床は、不浸透性・耐摩耗性・耐熱性・耐薬品性を有し、剥がれにくく、滑りにくい材料を用いること。また、クラックが発生せず、平滑で清掃が容易に行え、かつ部分的な改修を容易に行うことができる構造とし、塗り床を採用する場合は、塗膜厚2mm以上を基本とすること。また、週1回程度水洗いをする 것을考慮（防滑、排水勾配、水切・乾燥機能等）すること。
- e 汚染作業区域及び非汚染作業区域の床面から1.0mまでの内壁に、不浸透性材料を用いること。
- f 清掃及び洗浄を容易に行うことができる構造であること。
- g 室内にはほこり溜まりが出来ないように配慮すること。
- h 汚染作業区域及び非汚染作業区域の天井高は、調理機器の寸法や火気を使用する室の熱気や蒸気等に配慮して設定すること。また、一般区域の諸室においても天井高を2.4m程度以上とすること。
- i 汚染作業区域及び非汚染作業区域の天井、内壁及び扉は、不浸透性又は耐水性材料を用い、隙間がなく、平滑で、清掃を容易に行うことができる構造とし、台車類、コンテナ類等の接触の恐れがある部分には、破損防止のためのコーナーガード、ストレッチャーガードを設けると共に、開口幅に配慮すること。なお、天井にはメンテナンスに必要な箇所点検口を設けること。
- j 開閉できる構造の窓には、取り外して洗浄できる網戸等が設置されていること。
- k 諸室の扉は、可能な限り気密性の良いものとする。
- l ガラスは、必要に応じて衝突及び飛散の防止措置を施すこと。
- m 吸気口又は排気口には、防虫ネットが備えられていること。
- n 高架の取り付け設備（パイプライン、配管及び照明設備等）及び窓枠等の塵埃の堆

積する箇所は、可能な限り排除すること。

- o 設備の配管、配線を通す壁の貫通部分は、防鼠・防虫のために隙間がない構造であること。
- p 冷却装置が備えられている場合は、その装置から生じる水は直接室外に排出されるか、又は直接排水溝に排出される構造であること。
- q 非汚染作業区域に吸気口を有する場合は、一般区域及び汚染作業区域の空気を、汚染作業区域に吸気口を有する場合は、一般区域の空気を吸入しない位置に吸気口が設置されていること。
- r 調理及び洗浄作業中に床濡れが発生した際にも滑りにくく、かつ拭き取りを容易に行うことができるよう配慮すること。
- s 週に1回程度の床面全面の水洗いについて、適切に水栓、床勾配、排水溝等を設置する等の「洗浄のしやすさ」及び水洗いに対する衛生面について配慮すること。
- t 建築部材（床・壁・天井・建具等）、建築設備（照明機器・配線機器・弱電機器・空調機器・衛生機器等）及び調理設備等は、食品衛生に配慮した構造及び材質等（防カビ・防蝕・抗菌・耐磨耗性等）とすること。
- u 床材は指定のある部分を除き、水切り乾燥しやすい材質、構造とすること。
- v 点検口やマンホール等は開閉時にほこりが落ちない密閉構造とすること。また、取付位置やマンホールの隙間は清掃がしやすい構造とする等の配慮をすること。
- w **調理機器**による巻き込みや負傷、火傷等について、調理員等の施設利用者の安全性に配慮すること。
- x **調理機器**は、インターロック機能などの誤操作を防止し、安全かつ容易に操作できる配慮をすること。
- y 隣接する諸室間の移動は指定した場所を除き扉を設け、直接出入りできること。
- z 扉は、指定する場合を除き、開き戸としても良い。
- aa 大型の**調理機器**は洗浄しやすい構造のものとし、ミキサー等は容易に分解洗浄できるものとする。

(i) 区域区分の考え方

支援センター給食室の区域区分の考え方を次に示す。

衛生管理区分	諸室及びエリア等
汚染作業区域	検収室、倉庫（食品）、前室、下処理室、配膳室（下膳室）、洗浄室
非汚染作業区域	調理室
一般区域	調理員用更衣室、調理員用トイレ、洗濯物干し
付帯施設	ごみ置き場

(h) 諸室の概要と留意事項

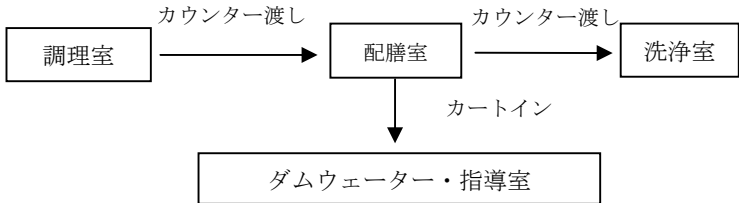
- a 倉庫（食品）の容量は、大人110食／日、子ども（主に1歳半から5歳児）110食／日に対応したものとする。
- b 表中に示す「動線」欄については、人及び物の搬出入の流れを示すもので、平面計画上、他の室を経由することは原則認めない。
- c 表中「参考面積」欄については、要求水準を満たした上で合理性が認められる場合においては、変更を認めるものとする。
- d 表中の「隣接」とある室においては、相互に隣となる室とすることを原則とするが、他室の通路等の空間を経由する計画とする場合でも、機能上、衛生上及び動線上支障ない（隣接する室及び他室とも）場合に限り、「隣接」と見なすものとする。

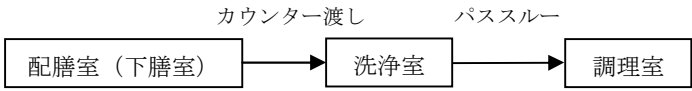
No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
401	検収 室	A	【用途】 ・搬入された食材の検収 ・専用容器への食材の移し替え作業 【要求水準】 ・下処理室、倉庫（食品）及び前室に隣接させること。 ・調理員は前室経由で下処理室に入るよう配置すること。 ・食品庫への移動を考慮し、仕分け空間・カートの移動に留意すること。 ・また、作業内容を考慮して十分なスペースを確保すること。（段ボールから専用容器に移しかえる作業の間の空段ボール置き場の確保等） ・下処理室へ食材を運べること。 【設備の要求水準】 ・温度・湿度の管理が適切に実施できる設備を設置すること。 ・手洗いを設置すること。 ・下処理室との間には扉を設けずにカウンターを設置し、カウンターの上に開口を可能な限り大きく確保したスライド式のガラス窓を、カウンターの下にパススルーコールドテーブルを設置すること。 ・検食を保管する冷凍設備を設置すること。（2週間分、-20℃以下が望ましい。） 【動線】 <pre> graph LR A[搬入口] -- カートイン --> B[検収室] B -- カートイン --> C[倉庫（食品）] B -- カートイン --> D[前室] D -- カートイン --> E[下処理室] B -- パススルー --> E </pre>	提案	職員 2・3人

No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
402	倉庫 (食品)	A	【用途】 ・ 干し椎茸や昆布などの乾物及び調味料等の保管 ・ マスク、洗剤、消毒薬、ラップ等の衛生用品の保管 【要求水準】 ・ 検収室及び調理室に隣接させること。 ・ 納入サイクルを考慮し、1週間分を保管できるスペースを確保すること。 ・ 保管する食品の種別、量により整理が容易な整理棚を工夫すること。液体調味料は容易に小分けして保管できるように工夫すること。 ・ 壁面に納入した調味料を収納する棚を設置すること。 ・ 調理室へ食材を運べること。 ・ マスク、洗剤、消毒薬、ラップ等の衛生用品の保管場所を確保すること。 【設備の要求水準】 ・ 温度・湿度の管理が適切に実施できる設備を設置すること。 【動線】 <pre> graph LR A[検収室] -- カートイン --> B[倉庫（食品）] B -- カートイン --> C[調理室] </pre>	提案	
403	前室	A	【用途】 ・ 汚染作業区域と非汚染作業区域の緩衝 【要求水準】 ・ 検収室、下処理室及び調理室に隣接させること。 【設備の要求水準】 ・ 調理室との出入口付近に肘まで洗える大型の手洗いを設置すること。 【動線】 <pre> graph LR A[検収室] -- カートイン --> B[前室] B <-- カートイン --> C[下処理室] D[調理室] -- カートイン --> B </pre>	提案	

No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
404	下処 理室	A	【用途】 ・食材の下処理 【要求水準】 ・下処理済みの食材の受け渡しにパススルーカウンターを設置する等、下処理室の調理員が非汚染作業区域に入ることがないように配慮すること。 ・調理室との良好な視認性を確保すること。 【設備の要求水準】 ・調理工程及び食材の動線の交錯を考慮し、設備を配置すること。 ・温度・湿度の管理が適切に実施できる設備を設置すること。 ・下処理前の食材等を保管する十分な容量の保管庫、冷蔵庫及び冷凍庫を設置すること。 ・備品類が十分に収納できる消毒保管庫を設置すること。 ・手洗いを設置すること。 ・調理室との間には扉を設けずにカウンターを設置し、カウンターの上に開口を可能な限り大きく確保したスライド式のガラス窓を、カウンターの手前に戸棚付作業台を設置すること。 ・パススルー冷蔵庫及びパススルー冷凍庫を通して、調理室に下処理済みの食材を運べること。 【動線】 <pre> graph LR A[検収室] -- カーテン --> B[前室] B -- パススルー --> C[下処理室] C -- パススルー --> D[調理室] D -- カーテン --> B </pre>	提案	職員 2・3人
405	調理 室	A	【用途】 ・煮炊物、炒め物、揚げ物、焼き物、蒸し物等の調理を行う 【要求水準】 ・前室、下処理室、配膳室（下膳室）、洗浄室及びランチルームに隣接させて配置すること。 ・下処理室との良好な視認性を確保すること。 ・汚染作業区域との境には、食品のみが移動する工夫を施すこと。 （パススルーカウンター、パススルー冷蔵庫及びパススルー冷凍庫の設置等） また、パススルー冷蔵庫及びパススルー冷凍庫は、調理室から材料が取り出しやすいよう配慮すること。 ・調理釜の配置は、調理前の食材と調理後の給食を運搬する動線が交錯しないよう配慮すること。 ・調理釜廻りは、水洗いが可能なように排水溝を大きくし（釜の廻りはウェットゾーンとする）、釜奥（壁際）も掃除が可能な程度（400mm程度）壁からのスペースを確保しておくこと。 ・釜下に設ける排水ピットの深さ及び形状は排水時の跳ね返りや衛生面及び清掃のし易さに留意して設定すること。 ・排水枡を設置する場合は釜の真下に設置しないこと。 ・配缶や調理作業スペースを考慮して釜を配置すること。特に配缶側については食缶に入れる調理員及び台車と食缶を運ぶ調理員及	提案	職員 4～6人

No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
			び台車の交錯に配慮した十分なスペースを確保すること。 ・ 処理済みの野菜の置き台（可動式）を設置すること。 ・ 蒸気がこもらないよう、天井高を設定すること。 ・ 温度変化に伴う床面のクラック防止に特に留意すること。 ・ 吸気口の設置場所・設置方法については、調理室内に砂ほこりが入らないよう配慮すること。（例）ガラリの場合、開閉式とし、さらに扉を設ける。 ・ ペーストやきざみを行う加工スペースを作業台1台分確保すること。 【設備の要求水準】 ・ 温度・湿度の管理が適切に実施できる設備を設置すること。 ・ 前室との出入口横、回転釜及びランチルームに面するカウンターの上に手洗いを設置すること。 ・ 回転釜の近く及び配膳室の近くにそれぞれ器具洗浄用シンク（W1,200×D750×H850程度）を設置すること。 ・ スチームコンベクションオーブンの近くにテーブル型のブラストチラーを設置すること。 ・ 調理室内に蒸気がこもらないよう、蒸気の排気処理を考慮すること。 ・ 調理工程及び食材の動線の交錯を考慮して設備を配置すること。 ランチルームとの間には扉を設けずに直接給食を提供できるようカウンターを配置し、ご飯及びスープが温かいまま提供できるように工夫すること。 ・ ランチルームに面するカウンターの上に開口を可能な限り大きく確保したスライド式のガラス窓を設置すること。 ・ 配膳室（下膳室）との間にはスライド式のドアの他にパススルーカウンターを設置し、パススルーカウンターの上に開口を可能な限り大きく確保したスライド式のガラス窓を設置すること。 【動線】 <pre> graph TD WH[倉庫（食品）] -- カートイン --> CR[調理室] CR -- パススルー --> DPR[下処理室] CR -- カウンター渡し --> DR[配膳室] CR -- カートイン --> FR[前室] CR -- カウンター渡し --> LR[ランチルーム] DPR <--> FR </pre>		

No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
406	配膳 室（下 膳室）	A	【用途】 - 調理した食材をトレーに配膳する 【要求水準】 - 調理室及び洗浄室に隣接させること。 - 配膳車を 10 台配置した状態で配膳作業（配膳車にトレーを入れた状態での食材の入れ込み作業も想定）ができる十分な空間を確保すること。 - ダムウェーターへの配膳車の搬入に支障がない取り回し空間を確保すること。 - 配膳室（下膳室）に使用済み食器が滞ることのないよう、速やかに周囲を汚染せずに洗浄室に搬入できる仕様とすること。 【設備の要求水準】 - 温度・湿度の管理が適切に実施できる設備を設置すること。 - 手洗いを設置すること。 - 洗浄室との間には扉の他にカウンターを設置すること。 - 他フロアへの配膳が可能なフロアタイプのダムウェーター（配膳車が 1 台乗る程度）を設けること。 【動線】  <pre> graph LR A[調理室] -- "カウンター渡し" --> B[配膳室] B -- "カウンター渡し" --> C[洗浄室] B -- "カートイン" --> D[ダムウェーター・指導室] </pre>	提案	職員 2・3 人

No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
407	洗浄 室	A	【用途】 ・回収した食器の洗浄、保管 ・残渣処理 【要求水準】 ・調理室及び配膳室（下膳室）に隣接すること。 ・非汚染区域との境には、洗浄後食器のみが移動する工夫を施すこと。 ・洗剤等の洗浄用備品の収納場所を考慮すること。 ・温度変化に伴う床面のクラック防止に特に留意すること。 ・適切な量の床排水用グレーチングを設けること。 ・他フロアに配膳した食器等の戻り動線に配慮すること。 ・残渣をごみ置き場へ運搬するための出入口を設けること。 【設備の要求水準】 ・温度・湿度の管理が適切に実施できる設備を設置すること。 ・調理室との間には扉は設けずに支援センターで使用する給食用食器及びトレイが全て入る大きさのパススルー食器消毒保管庫を設置すること。 ・手洗いを設置すること。 ・当該室の設備洗浄のための、給湯可能な水栓を設置すること。 ・配膳室（下膳室）との間のカウンターから直接投入できる位置にシンク（W1,200×D750×H850 程度）を1台設置し、各槽が同時使用できる水栓（給湯）を設置すること。 ・食器洗い乾燥機を設置すること。 ・食器洗浄機については、適正な湯温を確保するため、必要に応じて専用の給湯器を設置し、配管には湯を通すこと。 【動線】  <pre> graph LR A[配膳室（下膳室）] -- カウンター渡し --> B[洗浄室] B -- パススルー --> C[調理室] </pre>	提案	職員 2・3人
408	調理 員用 更衣 室	A	【用途】 ・給食調理員の更衣、休憩等 【要求水準】 ・調理員の数に応じた広さの更衣室を設けること。（6人程度） ・清潔な作業着を保管できる棚を設置すること。 ・調理員の私服を保管できるロッカーを設置すること。 ・ロッカー鍵をダイヤル式にする等非汚染作業区域にロッカー鍵を持ち込まないで済むよう配慮すること。 ・洗濯を要する作業衣服、帽子及びネット等が収納できる容器備品が備えられていること。 ・靴を脱いで休めるよう、休憩スペースは和室とすること。 【設備の要求水準】 ・手洗いを設けること。 ・姿見を設けること。	提案	職員 6人

No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
409	調理 員用 トイレ	A	【用途】 ・ 給食調理員用トイレ 【要求水準】 ・ 男女共用の洋式大便器 1 台を設置すること。 ・ 開口部が調理員用更衣室を除く給食エリアの各諸室に直接つながっておらず、離れた位置に設置され、完全に隔離されていること。 ・ 乾式とし、仕上げ材は汚れにくく、耐久性に十分配慮したものとする。 ・ トイレブースの前に調理衣を脱着できる場所を設けること。 ・ 来客が利用しない動線を考慮し、施設利用者トイレとは別に設けること。 ・ 調理員用更衣室から出入りできる配置とすること。 ・ 空気が調理室等に流れ込まないように、十分な能力を有する換気装置を設置すること。排気口の位置は調理室等への吸気口から離して設けること。 【設備の要求水準】 ・ 手洗い、手指の洗浄・殺菌装置及び鏡が設置されていること。 ・ 蓋付きの洋式大便器とすること。 ・ 換気を考慮し、外部に面する窓を設けるか換気扇を設置すること。 ・ ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。	提案	
410	洗濯 物干 し	B	【用途】 ・ 調理従事者の白衣、エプロン等の洗濯・乾燥 【要求水準】 ・ 白衣・エプロン用の物干し台を設置すること。 ・ 物干し台は屋外に設置して構わないが、庇（建築基準法上の屋根には当たらない取り外し可能なもの）を付ける等、雨に濡れないように配慮すること。 ・ 室内の仕上げは、温湿度等の変化に十分耐えることのできるものとする。 ・ 利用者の目に触れないところに設置すること。なお、他の給食室諸室と別フロアも可とするが、洗濯室（No. 323）と隣接する場合は明確に区画すること。 ・ 騒音が漏れにくいように留意すること。 【設備の要求水準】 ・ 白衣・エプロン用の洗濯乾燥機（洗濯 7 kg）を設置すること。		

No.	諸室 名称	分類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
411	ごみ 置き 場(屋 外)	A	【用途】 ・ 残渣その他廃棄物置き場 【要求水準】 ・ 分別（可燃、不燃、再利用）エリアを明確に表記すること。 ・ ガルバリウム鋼板等の耐久性のある材料により壁・屋根・床で構成された独立した工作物とし、給食室から完全に隔離されていること。 ・ 間口や開口を広くし、廃棄物の出し入れがしやすいよう配慮すること。防鼠・防虫・防塵・防臭対策に配慮すること。 ・ 回収頻度に応じた広さとすること。添加物の空容器は毎日回収、ダンボール類は残置状況に応じて適宜回収している。 ・ ゴミ処理業者の作業が適切に行える場所に設置すること。 ・ 近接した位置に清掃時用の散水栓を設けること。	2 m ²	

キ こども発達センター（既存部分）

こども発達センター（既存部分）全体に係る要求水準					
1	既存部分に配置する居室（体育館を含む）は、施設有効活用の観点から夜間や休日の市民への貸出しを想定しているため、こども発達センター（新築部分）の利用時間外の時差開設にも対応できるよう、防犯面に配慮すること。				
No.	諸室名称	分類	用途／要求水準	参考面積	利用人数
500	エントランスホール	B	【用途】 - 主に有料貸出施設利用者のエントランス - 職員の最終退所口 【要求水準】 - 既存の友愛の家エントランス部分を活用すること。 - こども発達センター閉館後の通用口を兼ねてもよい。 - 閉館時の職員の出入りを考慮し、機械警備を設置する場合は職員が解除し利用できるようにすること。 - 各センターの情報や各種活動の展示の書架や展示パネルを設置すること。 - 壁は展示パネル等を設置することが可能で破損しにくいものとする。 - 各センターの行事予定が表示できる案内表示板を設置すること。	提案	-
501	調理体験室	A	【用途】 - 自閉症や知的障がいの子どもと保護者の調理体験（一般的な調理実習室のような設備は必要ない） 【要求水準】 - 子どもがリラックスして調理の手伝い体験ができるよう、家庭的なつくりとすること。 - 子どもが寝転ぶ事を想定して土足禁止とし、出入口付近に靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）及びベンチ（備品リスト掲載）を配置すること。なお、親子2段で使えるようにすること。 - 一度に10組程度が調理体験できるようにすること。 - 調理時に子どもの様子が見守れるよう、対面式のキッチンとすること。 - テーブル（備品リスト掲載）にはコンセントを設けること。 - 室内は車いすでも通行できる広さを確保すること。 - 入口にはセンサー付の手洗器（肘まで洗うことが出来るもの）を1個以上設置し、手指の温風乾燥機1台を設置すること。 - 十分な換気が行えるようにすること。 - 床材は、食べこぼしても掃除しやすいものであること。	43 m ²	利用者 7～10人 職員 2人
502	研修室	A	【用途】 - 講座、ワークショップ等の開催 【要求水準】 - 教室並びで30人以上が利用できるスペースを確保すること。 - 投影用ロールスクリーンを設置すること。	94 m ²	利用者 30人

503	多目的室	A	【用途】 ・ 体験メニュー用貸出室 【要求水準】 ・ 2室設けること。 ・ 2室の間は可動間仕切りで仕切り、一体として利用できるようにすること。 ・ 土足禁止とし、靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）を配置すること。	40 m ² ／室	利用者 30 人
504	更衣室	A	【用途】 ・ 体育館利用者の更衣 【要求水準】 ・ 男子更衣室と女子更衣室の2室を隣接させて設けること。	17 m ² ／室	利用者 10～20 人
505	休憩コーナー	B	【用途】 ・ 体育館や有料貸出施設利用者の休憩 【要求水準】 ・ 飲料を提供すること。	提案	利用者 数人
506	倉庫	A	【用途】 ・ 障がい者団体のスポーツ大会備品の収納 【要求水準】 ・ スポーツ大会備品を収納するスペースを確保すること。	13 m ²	-
507	夜間受付	A	【用途】 ・ 有料貸出施設の受付 【要求水準】 ・ 既存の友愛の家事務室部分を活用すること。 ・ 利用者の出入りが確認できるよう、エントランスへの見通しを確保すること。 ・ 受付用として車いす対応のローカウンターを設置すること。 ・ 施設予約システムに必要なパソコンを設置するスペースを確保すること。 ・ 事業者が配置する職員数に応じた執務スペースを設け、机や椅子、その他の什器等を設置すること。	22 m ²	職員 2 人
508	体育館	A	【用途】 ・ 雨天時の療育場所 ・ 車いすバスケットボール他障がい者スポーツ及び各種スポーツの利用（バスケットボール、バレーボール、ミニソフトバレー、バドミントン、卓球、ブラインドテニス） 【要求水準】 ・ 上記スポーツに必要な備品を配置し、収納スペースを確保すること。 ・ 球技利用時のガラス破損防止に配慮すること。 ・ 扉には子どもが容易に開閉できないような位置で簡易な鍵をかけられるようにすること。	—	-

509	体育館 トイレ	A	【用途】 ・ 体育館利用者トイレ 【要求水準】 ・ 既存トイレ部分を活用すること。 ・ ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。 ・ 多目的トイレを2箇所設置すること。 ・ 多目的トイレには使用中かどうかを示す表示灯及び緊急呼出装置を設置すること。緊急呼出装置については、多目的トイレの入り口付近に異常を示す表示灯と警報機を設け、事務室②及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようになること。 ・ 多目的トイレは、大人用の洋式大便器と手洗い各1台の他に、子ども用の洋式大便器と手洗い各1台を設置し、親子同時利用を想定したスペースと荷物置き場を確保すること。	20 m ²	
510	職員用 更衣室	A	【用途】 ・ こども発達センター職員の更衣 【要求水準】 ・ 有料貸出施設部分とは離して配置すること。（例：フロアを分ける） ・ 男子更衣室と女子更衣室の2室を隣接させて設けること。 ・ 男女比に応じて室内スペースが対応できるよう男女の境は簡易な間仕切りで仕切ること。 ・ 男女別に出入口を設けること。 ・ 室内又は付近に大人用手洗いを男女とも配置すること。	30 m ² ／室	職員 90 人
511	既存部 分トイレ	A	【用途】 ・ 既存部分利用者トイレ 【要求水準】 ・ ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。 ・ 多目的トイレを除き、男女別とすること。 ・ 多目的トイレを2箇所設置すること。 ・ 多目的トイレには使用中かどうかを示す表示灯及び緊急呼出装置を設置すること。緊急呼出装置については、多目的トイレの入り口付近に異常を示す表示灯と警報機を設け、事務室②及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようになること。 ・ 多目的トイレは、大人用の洋式大便器と手洗い各1台の他に、子ども用の洋式大便器と手洗い各1台を設置し、親子同時利用を想定したスペースと荷物置き場を確保すること。	提案	

ク その他共有部分等

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
601	喫煙ス ペース	A	【用途】 ・利用者及び職員用喫煙スペース 【要求水準】 ・施設外かつこども発達センター敷地内に配置すること。 ・施設内に煙が流入しないよう配置場所に配慮すること。 ・庇（建築基準法上の屋根には当たらない取り外し可能なもの）を設けるなどして、雨に濡れないように配慮すること。	提案	
602	利用 者・職 員用 トイレ	A	【用途】 ・職員トイレ ・相談センター及び医療センター利用者用トイレ ・体育館等利用者トイレ ・その他来客用トイレ 【要求水準】 ・適切な位置に適切な数を配置すること。 ・ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。 ・相談センター、医療センターには、出入口付近に配置すること。 ・多目的トイレを除き、男女別とすること。 ・各諸室に示したものに加え、新築部分の各階に少なくとも各1箇所は多目的トイレを設置すること。 ・多目的トイレには使用中かどうかを示す表示灯及び緊急呼出装置を設置すること。緊急呼出装置については、多目的トイレの入り口付近に異常を示す表示灯と警報機を設け、事務室①及びこども発達センター（SPC）事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。 ・多目的トイレは、大人用の洋式大便器と手洗い各1台の他に、子ども用の洋式大便器と手洗い、おむつ替えシート、ベビーキープ各1台を設置し、親子同時利用を想定したスペースと荷物置場を確保すること。 ・各トイレに手洗いを設置すること。	提案	

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
603	授乳室	A	【用途】 ・ 授乳、調乳、おむつ交換 【要求水準】 ・ 利用者に便利な場所に、2 箇所以上設置すること。 ・ 親子 2 組以上同時に利用できるようにすること。 ・ 安心して調乳・授乳できるようにすること。 ・ おむつ替え、調乳・授乳スペースの奥に母乳専用の個室を 2 箇所以上設置し、母乳専用室には男性の立ち入りが出来ないサインを設置すること。 ・ 母乳専用室が使用中かどうかすぐに分かるようにすること。 ・ 温かみがあり落ち着いた雰囲気とすること。 ・ 壁は展示パネル等を設置することが可能で破損しにくいものとする。 ・ ベビーカーでの通行やベビーカー置き場に配慮すること。 ・ 臭いがこもらないように配慮すること。 ・ 1 箇所は託児スペースに近接させること。 ・ 70℃対応の調乳用浄水・温水器とシンクを設置すること。	14 m ² / 室	利用者 2 組
604	駐車場	A	【用途】 ・ 各センター利用者（支援センターについては主に親子通所利用者）の駐車スペース 【要求水準】 ・ 60 台以上が駐車可能な平面駐車場を整備し、うち 7 台を身体障がい者用駐車場とすること。 ・ 配置については、利用者の利便性に配慮すること。 ・ 出入庫時の警告装置を設置すること。	提案	
605	駐輪場	A	【用途】 ・ 利用者用駐輪場 【要求水準】 ・ 10 台以上¹の駐車スペースを確保すること。 ・ 庇を付ける等、雨に濡れないように配慮すること。 ・ 輪止めを設置する等、転倒防止に配慮すること。 ・ 配置については、利用者の利便性に配慮すること。	提案	
606	ごみ 置き場 (屋外)	A	【用途】 ・ こども発達センター廃棄物置き場 【要求水準】 ・ 分別（可燃、不燃、再利用）エリアを明確に表記すること。 ・ 給食室のごみ置き場（No.411）と併設すること。 ・ ガルバリウム鋼板等の耐久性のある材料により壁・屋根・床で構成された独立した工作物とし、給食室から完全に隔離されていること。 ・ 間口や開口を広くし、廃棄物の出し入れがしやすいよう配慮すること。防鼠・防虫・防塵・防臭対策に配慮すること。 ・ 回収頻度に応じた広さとすること。 ・ ゴミ処理業者の作業が適切に行える場所に設置すること。 ・ 近接した位置に清掃時用の散水栓を設けること。	提案	

(3) 新友愛の家

新友愛の家全体に係る要求水準

- 1 バリアフリーを必須とし、段差は設けないこと。
- 2 避難経路についても車いす通行が可能な十分なスペースを確保すること。
- 3 壁などは雰囲気が和らぐ素材、色調とすること。（木目調など）
- 4 エントランスやエレベーター付近等見やすい場所に掲示場所を設けること。掲示物はセロハンテープ等粘着による掲示を想定し、掲示場所は貼付が容易で破損しにくいものとする
こと。
- 5 開放できる窓を設け、換気が十分に行えるようにすること。ただし、虫などの飛び込みを
防止すること。
- 6 消火器やAED設備等、廊下に設置する備品等は全て壁面に収納できるようにし、壁面に
凹凸が生じないようにすること。
- 7 子どもの利用もあるため、開放できる窓には安全に配慮すること。（転落防止対策など）
- 8 屋内の扉は原則としてスライド式のドアとすること。開放状態で扉が止まるようにし、手
指をはさむような事故がないような配慮をすること。
- 9 コンセントやスイッチ等の配置については、車いす使用者の利便性を考慮すること。
- 10 子どもの利用もあるため、窓や扉の鍵、コンセント等については、形状、カバー取付等、
事故を防止するよう配慮すること。ただし、スイッチについてはカバー取付不可とする。
- 11 床材は指定のある部分を除き、衛生面を十分に配慮し、転倒してもケガをしにくく、なお
かつ車いすでの通行に支障のないようにすること。
- 12 利用者の居室間の移動は、指定がある場合を除き、廊下を経由すること。
- 13 訪れる利用者が迷うことなく円滑に施設を利用できるよう、障がいの特性に応じた案内を
表示すること。
 *聴覚障がい者への対応（電光掲示板・屋内信号装置等）
 *視覚障がい者への対応（点字ブロック、点字案内板、音声チャイム、手すり等）
- 14 災害発生時に全ての利用者が危険を察知し避難できるよう、障がいの特性に応じた誘導サ
インを表示すること。*聴覚障がい者への対応（電光掲示板・屋内信号装置等）
 *視覚障がい者への対応（音声案内等）
- 15 各諸室に鍵をつけること。

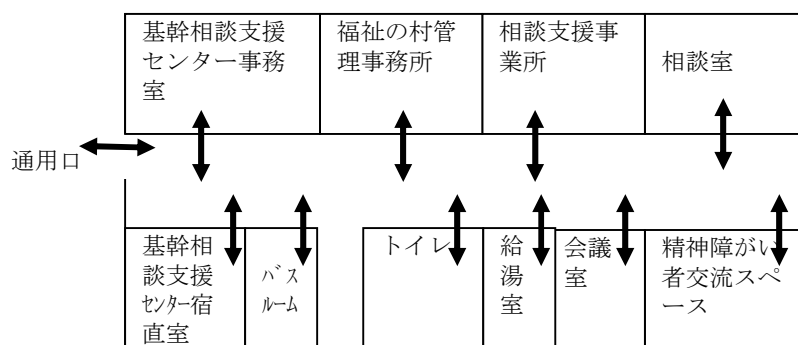
新友愛の家全体に係る要求水準

- 16 新友愛の家閉館時の利用は、運営は各機能が施設管理責任を持つことを想定しており、動線の確保、空調利用等ができるようにすること。閉館時に利用する諸室及び動線は、以下のとおりである。

【閉館時に利用する諸室】

利用 諸室	705 精神障がい者交流スペース
	714 基幹相談支援センター事務室
	715 基幹相談支援センター宿直室
	716 バスルーム
	717 福祉の村管理事務所
	718 相談支援事業所
	719 相談室 1・2
	720 会議室 1・2

【閉館時の動線】



- 17 新友愛の家閉館時の利用は、機械警備を設置する場合、各機能の職員が解除し利用できるようにすること。なお、閉館時の精神障がい者交流スペース、バスルーム、会議室の鍵の管理は、基幹相談支援センター又は福祉の村管理事務所が行うものとする。
- 18 閉館時の利用の出入りは、通用口のみを想定すること。
- 19 基幹相談支援センター及び福祉の村管理事務所を同一階に配置すること。
- 20 諸室やトイレに設置する手洗いは、温水対応とすること。

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
700	エント ランス ホール	B	【用途】 ・新友愛の家のメインエントランス 【要求水準】 ・風除室を設けること。 ・視覚、聴覚障がい者に配慮し、点字ブロック、音声情報提供設備、視覚情報提供設備等を設置すること。 ・エントランスへのアプローチには、雨に濡れない車寄せを設けること。 ・講座やイベントを案内する電光掲示板（デジタルサイネージ）を設置すること。なお、電光掲示板（デジタルサイネージ）に表示する内容は新友愛の家事務室内のパソコンで編集できるようにすること。 ・エントランスホール付近に車いすが同時に 2 台以上乗れるエレベーターを設置すること。 ・見やすく取り出しやすい位置に A E D を配置すること。	提案	
701	新友愛 の家事 務室	A	【用途】 ・新友愛の家職員用事務室 ・新友愛の家全体の案内 ・予約受付等の執務 【要求水準】 ・エントランスホールに隣接して配置すること。 ・エントランスホールへの利用者の出入りが容易に確認できるようにすること。 ・エントランスホール側との仕切りの一部は、車いす対応のローカウンター（2 人程度用）を設置すること。 ・施設予約システムに必要なパソコンを設置するスペースを確保すること。 ・新友愛の家事務室内から精神障がい者交流スペースの利用状況を確認できるよう、見通しを確保すること。 ・事業者が配置する職員数に応じた執務スペースを設け、机や椅子、その他の什器等を設置すること。	37 m ²	提案
702	交流ス ペース	B	【用途】 ・利用者同士の交流 ・軽食の飲食 【要求水準】 ・エントランスホールと一体で設け、明るく、利用者がくつろげ、ゆとりのある空間とすること。 ・飲食を想定し、床材や家具等は汚れにくい素材とすること。 ・テレビ（備品リスト掲載）を子どもの手が届かない位置に設置すること。 ・市内の障がい福祉サービス事業所で製造された製品の販売（ふれあいショップ）のためのスペースとして、長机（備品リスト掲載）2 台が置ける場所を確保すること。	100 m ²	利用者 25 人 職員 1 人

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
703	図書コ ーナー	B	【用途】 ・ 図書の閲覧 ・ 情報提供 【要求水準】 ・ 交流スペース内に配置すること。 ・ 情報提供ブースを設け、インターネット検索が可能なパソコンを1台以上設置すること。	提案	
704	喫茶提 供コー ナー	B	【用途】 ・ 軽食の提供（販売） 【要求水準】 ・ 交流スペース付近に配置すること。 ・ 利用者が気軽に利用できるよう開放的な空間とすること。 ・ 調理室を設ける場合は、調理室を室として区画すること。 ・ 調理室で調理し、提供する形を期待するが、提供する軽食の内容等については事業者の提案に委ねる。	提案	-
705	精神障 がい者 交流ス ペース	A	【用途】 ・ 広く開放的な空間が苦手な障がい者の滞在スペース ・ 緊急保護の際に、被保護者の夜間の宿泊スペースを兼ねる。 【要求水準】 ・ 新友愛の家事務室に隣接させて配置すること。 ・ 交流スペースとは明確に分離し、隣接させないこと。 ・ 土足禁止とし、靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）を設置すること。 ・ 床はクッションフロアとし、一部を畳（6畳程度）とすること。	37 m ²	利用者 10人
706	活動室 1	A	【用途】 ・ 中規模（20人程度）の講座等の開催 ・ 文化講座、教養講座等の開催 ※カラオケなど音の出る文化講座を想定 【要求水準】 ・ 1階に配置すること。 ・ インターネット環境を整備すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。 ・ カラオケなどの音が出る講座の開催により、他の部屋の活動に支障をきたすことがないよう配慮すること。	45 m ²	利用者 20人 職員 2人
707	活動室 2	A	【用途】 ・ 中規模（20人程度）の講座等の開催 ・ 文化講座、教養講座等の開催 【要求水準】 ・ 1階に配置すること。 ・ 工作などの文化講座の開催を想定し、床材は汚れにくい素材とすること。 ・ 様々な講座での利用を考慮し、使いやすさに配慮すること。	45 m ²	利用者 20人 職員 2人

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
708	活動室 3	A	【用途】 ・ 小規模（15 人未満）の講座等の開催 ・ 文化講座、教養講座等の開催 【要求水準】 ・ 1 階に配置すること。 ・ 様々な講座での利用を考慮し、使いやすさに配慮すること。	35 m ²	利用者 15 人 職員 2 人
709	収納庫	A	【用途】 ・ 清掃用具や活動室等で使用する備品の収納 【要求水準】 ・ 1 階に配置すること。 ・ 棚を設けるなど収納効率の高いものとする。	提案	-
710	印刷室	A	【用途】 ・ 資料の調製 【要求水準】 ・ 1 階に配置すること。 ・ 複写機などの音が他の部屋での活動に支障をきたすことがないよう配慮すること。	15 m ²	利用者 4 人
711	多目的 室	A	【用途】 ・ 大規模（60 人程度）の講座等の開催 ・ スポーツ講座、日常生活支援講座等の開催 ※ヨガ、太極拳など体を動かす講座を想定 【要求水準】 ・ 床に直接、体が触れることを想定し、土足禁止とすること。 ・ 靴を履きかえるスペースを確保し、段差は設けず、靴箱（備品リスト掲載）を配置すること。 ・ テーブル（備品リスト掲載）、椅子（備品リスト掲載）及びその他の備品を収納できるスペースを確保すること。 ・ AV 設備を設置すること。	160 m ²	利用者 又は 職員 60 人
712	録音・ 点字翻 訳作業 室	A	【用途】 ・ 障がい者支援のボランティア活動に必要な資料の調製 【要求水準】 ・ 防音設備を有する録音室、点字翻訳室（各 4 m²程度）を設置すること。 ・ 録音や点字翻訳に必要な備品の収納スペース（15 m²程度）を確保すること。	35 m ²	ボラン ティア 4 人
713	障がい 者団体 事務所	A	【用途】 ・ 障がい者団体連合会等の事務室 【要求水準】 ・ 5 人分程度の執務スペースを確保すること。 ・ 10 人程度の打合せスペースを 1 箇所以上確保すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。	75 m ²	職員 5 人

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
714	基幹相 談支援 センタ ー事務 室	A	【用途】 ・ 執務及び来客対応、職員の打合せ等 【要求水準】 ・ 10 人分程度の執務スペースを確保すること。 ・ 10 人程度の打合せスペースを確保し、壁面にホワイトボード（備品リスト掲載）を設置すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。	88 m ²	職員 10 人
715	基幹相 談支援 センタ ー宿直 室	A	【用途】 ・ 夜間緊急対応時の職員宿泊用 【要求水準】 ・ 基幹相談支援センター事務室と同一フロアに配置すること。 ・ テレビを設置すること。 ・ 職員 1 人が宿直するために十分な広さを確保すること。	10 m ²	職員 1 人
716	バスル ーム	A	【用途】 ・ 新友愛の家自立支援講座（入浴体験）の開催 【要求水準】 ・ 基幹相談支援センター事務室と同一フロアに配置すること。 ・ バリアフリー仕様にする。 ・ 新友愛の家自立支援講座（入浴体験）での利用を想定し、支援可能なスペース（大人 2・3 人が同時利用可能な程度）を確保した脱衣所・洗面・洗い場を設けること。	8 m ²	利用者 2 人
717	福祉の 村 管理事 務所	A	【用途】 ・ 執務及び来客対応、職員の打合せ等 【要求水準】 ・ 14 人分程度の執務スペースを確保すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。	77 m ²	職員 14 人
718	相談支 援事業 所	A	【用途】 ・ 執務及び来客対応、職員の打合せ等 【要求水準】 ・ 6 人分程度の執務スペースを確保すること。 ・ フリーアクセスフロア仕様とすること。	37 m ²	職員 6 人

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
719	相談室 1・2	A	【用途】 - 相談支援事業所及び基幹相談支援センター用相談室 【要求水準】 2室設けること。 1室は、相談支援事業所に隣接させること。 - 相談者のプライバシーに配慮し、交流スペース等の利用者が集まる近くには配置しないこと。また、外部から部屋の中が直接見えないようにすること。 1室は、出入口を2箇所にて設け、うち1箇所は相談支援事業所から直接出入りできるようにすること。なお、出入口はスライド式のドアは不可とする。 - 相談内容が外部に聞こえないよう遮音すること。 - 緊急呼出装置を設置し、入り口付近に異常を示す表示灯を設け、福祉の村管理事務所、基幹相談支援センター事務室及び新友愛の家事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。 - 使用中かどうかがすぐ分かるようにすること。 - 閉鎖的な暗い空間とならないよう配慮すること。	12 m ² / 室	利用者 又は 職員 4人
720	会議室 1・2	A	【用途】 - 障がい者団体や職員の会議 【要求水準】 2室設けること。 18人程度・ロの字型会議が可能な配置とすること。 1室は、障がい者団体事務所に近接して配置すること。	35 m ² / 室	職員 18人
721	打合せ スペース	B	【用途】 - 事務打ち合わせ - 利用者の休憩場所 【要求水準】 2階に配置すること。 - 利用者も気軽に利用できるよう開放的な空間とすること。 - 飲食を想定し、床材や家具等は汚れにくい素材とすること。 25人程度（5人×5組）の打合せスペースを確保すること。	100 m ²	利用者 25人

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
722	トイレ	A	【用途】 ・利用者、職員用トイレ 【要求水準】 ・利用者の利便性に配慮し、各階に適切な個数を設置すること。なお、大便器については、各階男女毎に1台のみ和式大便器とし、他は洋式大便器とすること。 ・ドライタイプを原則とし、清掃のしやすさに配慮すること。 ・多目的トイレを除き、男女別とすること。 ・各階に1箇所、多目的トイレを設置すること。 ・多目的トイレには使用中かどうかを示す表示灯を設置すること。 ・トイレには緊急呼出装置を設置すること。緊急呼出装置については、多目的トイレの入り口付近に異常を示す表示灯と警報機を設け、福祉の村管理事務所、基幹相談支援センター事務室及び新友愛の家事務室にいる職員に知らせることができるようにすること。 ・多目的トイレは、大人用の洋式大便器と手洗い各1台の他に、オストメイト、子ども用の洋式大便器と手洗い、おむつ替えシート、ベビーキープ各1台を設置し、親子同時利用を想定したスペースと荷物置き場を確保すること。 ・各トイレに適切な台数の手洗いを設置すること。	提案	
723	給湯室	B	【用途】 ・職員用湯沸室 【要求水準】 ・各階に1箇所設置すること。ただし、1階は新友愛の家事務室内とする。	提案	
724	駐車場	A	【用途】 ・新友愛の家利用者（貸館利用者を含む）の駐車 ※障がい者が利用することを想定 【要求水準】 ・50台以上が駐車できる自走式立体駐車場を整備すること。 ・自走式立体駐車場にはエレベーターを設置し、バリアフリーに配慮すること。 ・自走式立体駐車場の周辺に、20台以上が駐車可能な平面駐車場を整備し、うち7台を身体障がい者用駐車場とすること。 ・配置については、利用者の利便性に配慮すること。 ・出入庫時の警告装置を設置すること。	提案	
725	駐輪場	A	【用途】 ・利用者用駐輪場 【要求水準】 ・10台以上が駐車スペースを確保すること。 ・庇を付ける等、雨に濡れないように配慮すること。 ・輪止めを設置する等、転倒防止に配慮すること。 ・配置については、利用者の利便性に配慮すること。	提案	

No.	諸室 名称	分 類	用途／要求水準	参考 面積	利用 人数
726	喫煙ス ペース (屋 外)	A	【用途】 ・ 利用者及び職員用喫煙スペース 【要求水準】 ・ 施設外の敷地内に配置すること。 ・ 施設内に煙が流入しないよう配置場所に配慮すること。 ・ 庇（建築基準法上の屋根には当たらない取り外し可能なもの）を設けるなどして、雨に濡れないように配慮すること。	提案	
727	ごみ 置き場 (屋外)	A	【用途】 ・ 新友愛の家廃棄物置き場 【要求水準】 ・ 分別（可燃、不燃、再利用）エリアを明確に表記すること。 ・ ガルバリウム鋼板等の耐久性のある材料により壁・屋根・床で構成された独立した工作物とすること。 ・ 間口や開口を広くし、廃棄物の出し入れがしやすいよう配慮すること。防鼠・防虫・防塵・防臭対策に配慮すること。 ・ 回収頻度に応じた広さとすること。 ・ ゴミ処理業者の作業が適切に行える場所に設置すること。 ・ 近接した位置に清掃時用の散水栓を設けること。	提案	

6 設備計画に関する要求水準

設備計画に関する要求水準は以下のとおりである。「5 施設計画に関する要求水準」に別途記載のあるものは、その記載内容にも従うこと。

(1) 共通事項

項目		要求水準
電気設備 計画	構成	・電気設備計画は建築構成を考慮したものとし、電気室の直上階には水廻りスペースが無いように平面配置を計画すること。 ・将来の変更及び増設の対応を考慮し、かつ更新に対応すべくスペースの確保を十分に考慮した計画とすること。 ・保守メンテナンスについても、シンプルで簡便なものを計画すること。 ・風水害、地震、落雷、停電、火災等も十分配慮した計画とすること。 ・各設備機器は騒音、景観、耐久性を考慮すること。屋外設置も可とする。
	省エネルギー性能	・太陽光発電等の自然エネルギーを積極的に取り入れるとともに、運用に際し適切な運転を高効率に実現できるシステムを採用すること。 ・各設備機器の仕様は省エネルギー仕様を標準とし、運用システムについても、省エネルギー対応を原則とすること。
	耐久性	・各機器部位での耐久性を確保すること。 ・保守保全、更新において無理なく行える計画とすること。 ・日常の保守メンテナンスルートを確認すること。 ・高天井に設置する設備等で保守メンテナンスルートを確認しないものは、日常の保守メンテナンスを可能にする機能を持たせること。
	電灯設備	・諸室の運用及び用途環境に則した照度、グレア（ちらつき）、演色性を考慮した器具ランプ選定による、照明計画を行うこと。 ・照明器具の点滅方式は、遠隔制御監視とローカルの双方で点滅を可能とすること。 ・照明器具は、ボールなどが当たっても破損しにくいものとする。 ・施設運営及び防犯上必要となる外灯を設置すること。なお、点灯制御方式は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
	コンセント設備	・諸室の用途上必要な箇所に一般のコンセントを設置する。また、諸室の用途、運用による専用機器用コンセント及び単独回路等負荷の容量状況によるコンセント設備計画とすること。 ・負荷の容量及び専用が高い使用状況により、専用コンセント盤の設置を計画すること。
	幹線設備	・電灯設備・動力設備の各盤に必要な電源を供給すること。
	動力設備	・空調、衛生、建築、防災各負荷に対する電源を必要箇所へ供給すること。 ・インバーター回路を備えた負荷は、高調波対策及び起動時等の大電流対策を十分考慮して配線計画を設定すること。 ・屋外機器、一般の人が接する機器については、漏電に対する配慮を十分行うこと。

項目		要求水準
	受変電設備	・信頼性の高い設備とし、高圧6.6kV受電方式とすること。 ・高圧引込は、電力会社の架空線より構内引込柱を経由して、敷地内は地中埋設管路で受変電設備の受電盤に引込むこと。 ・電力負荷増設の将来スペースを十分配慮すること。
	発電設備	・防災及び保安用設備の非常電源として設置すること。 ・発電機容量の設定としては、防災、保安のどちらか最大の容量を設定すること。 ・振動、騒音対策については、館内運用上、条例等法規制を満足した仕様とすること。
	構内電話 交換設備	・諸室には資料A13に示す台数の電話器を設置すること。 ・各電話器（外線使用が可能なものに限る）で外線使用料が把握できる料金課金装置を有すること。 ・電話引込に対する外線との調整を満足するMDFを設置し、光ケーブル等の将来の回線の選択にも十分配慮すること。 ・電話加入権は、市の負担とする。
	構内情報 通信網設備	・情報ラック及び配管サイズ本数は将来の増設・更新を十分配慮したスペース及び内容とすること。 ・ケーブル処理は全て端子盤等を介して行うこと。LAN配線モジュージャックは、必要箇所に情報を送信可能な設置を行うこと。 ・行政イントラネット用ネットワーク及び施設予約システムのネットワーク工事は、施設外からONUまでの引き込みを行うこと。（施設内は配管工事まで事業者が行い、配線は別途、市が実施） ・インターネットの接続には、十分なセキュリティ対策を施すこと。
	放送設備	・全館放送設備として、防災及び一般放送兼用としての機能を十分満足するものを設置すること。スピーカーを設置する諸室においては、音量調整器設置を原則とする。 ・建物内及び敷地内駐車場への放送が可能な設備を設置すること。 ・設置する設備は、本件施設的环境に十分耐えうるものであること。 ・設備を設置する場合には、音環境に留意すること。 ・CATVブロードキャスト方式の緊急地震速報システムとの連携が可能な設備であること。 ・緊急地震速報については、ミクスネットワーク㈱のサービスを利用することを想定し、必要な盤内スペースや配管、配線及び電源等を設けること。
	電気時計 設備	・時刻修正機能及びプログラミングチャイムを備えた親時計を設置し、施設内の各室において見やすい位置に有線式時計（電池式は不可とする）を設置すること。
	テレビ共同 受信設備	・ケーブルテレビミクス(mics)が視聴できるよう整備し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。
	監視カメラ 設備	・建物周辺外部、駐車場、主要な出入口、主要な内部通路に設置すること。 ・全ての監視映像は、ハードディスク上に30日間保管可能とすること。必要な映像の出力も容易に可能とすること。

項目		要求水準
	防犯設備	・監視カメラと連携して、1階外部開口及び個人情報を管理する室周辺の開口部分に最適な機械警備センサー設備を設置すること。 ・センサー設備の状況は外部の監視センターにも警報の発報を行えるようにすること。
	防災設備	・各法規に基づき、防災の各設備の設置を行い、集中監視制御を行うこと。 ・設備内容としては、火災報知・防排煙制御・消火設備等があり、総合的な防災監視を行うこと。
	中央監視設備	・電力、水道、ガス等のエネルギー監視が可能なシステムとする。また、運用時に省エネルギーを達成するために必要な機能を備え、用途別エネルギー量の計測、機器効率出力・表示灯により性能の把握が可能な計画とする。 ・各種警報機能を有するシステムとする。 ・中央監視制御項目は、簡易型監視制御装置とし、各設備の操作、状態表示、警報表示、計測表示等を簡易的に行い、各設備を集中的に管理するシステムとする。 ・必要に応じて計量区分を分割できるようにしておくこと。
	避雷設備	・重要機器（コンピューター等）及び各種弱電機器の電源回路には避雷対策用の専用アレスター及び専用耐雷電源トランスを設置し、雷対策について十分な配慮をすること。
機械設備計画	構成	・機械設備計画は建築構成を考慮したものとする。 ・将来の変更及び増設の対応を考慮した計画とすること。 ・スペースを十分確保し、更新を考慮した計画とすること。 ・保守メンテナンスに関しては、簡素化を図ることのできるシステムを計画すること。 ・風水害、地震、落雷、停電、火災等も十分配慮した計画とすること。 ・各設備機器は騒音、景観、耐久性を考慮すること。
	省エネルギー性能	・自然換気等、自然エネルギーを積極的に取り入れるとともに、運用に際し適切な運転を高効率に実現できるシステムを採用すること。 ・エネルギー使用量の低減方策（要求水準以上の自然エネルギーの活用、高効率及び省エネルギー機器等の使用、建物の断熱性能等）について配慮すること。 ・各設備機器の仕様についても、省エネルギー仕様を標準とし、計装設備による最適制御と中央監視設備による省エネルギー運用を可能とすること。
	耐久性能	・各機器部位での耐久性を確保するとともに、保守保全、更新において無理なく行える計画とし、ライフサイクルでの視点において長寿命な計画とすること。 ・日常の保守メンテナンスルートを確保すること。 ・高天井に設置する設備等で保守メンテナンスルートを確保しないものは、日常の保守メンテナンスを可能にする機能を持たせること。
	熱源設備	・環境に配慮したエネルギーシステムを利用、高効率の熱源設備を計画すること。 ・熱回収を含め、自然エネルギーを利用し、LCCO₂、LCCを削減する計画とすること。 ・周辺環境に配慮し、騒音・振動の影響を敷地外へ出さない計画とすること。

項目	要求水準
空気調和設備	・ 空気調和設備はゾーン空調システムと個別空調システムを明確にゾーニングし、きめ細かな運転により室内環境の向上と省エネルギーの両立を図るものとする。 ・ 室内の許容騒音レベルにあわせ適切な消音処理を施すこと。 ・ 自動制御設備及び中央監視設備との連携により、遠隔監視制御、スケジュール運転、消し忘れ防止を図ること。 ・ 屋外設置において凍結の恐れのある個所は、適切な凍結防止対策を施すこと。 ・ 乳幼児等、体温調節の未熟な利用者に対し十分に配慮すること。
換気設備	・ 居住環境に適した空気清浄度等を実現できるように、衛生的経済的に適切な方式を採用すること。 ・ 室内の許容騒音レベルにあわせ適切な消音処理を施すこと。 ・ 建築開口計画と高次元に連携し、自然換気と機械換気を使い分けることにより、省エネルギーを実現すること。 ・ 省エネルギー効果をねらい、全熱交換器による熱回収を計画すること。 ・ 室内内装仕様とともに VOC 対策を十分行うこと。また竣工時及び定期的に厚生労働省で定めた測定基準に基づき測定し、安全性の確認を行うこと。
排煙設備	・ 関係法令等に適合した設備を計画し、避難経路の確保のため、安全性・信頼性に配慮した合理的な方式を計画すること。
衛生設備	・ 衛生的環境、節水、バリアフリー、執務環境等に配慮し、使用用途により機能を十分満足した設備とすること。 ・ 利用人数に過不足の無い適切な個数の設備を計画すること。 ・ トイレの洋式大便器は、蓋付きの洗浄便座付（ヒーター付き）とすること。
給水設備	・ 必要箇所に供給できるように衛生的経済的に適切な方式を採用すること。なお、3階建以上の計画とする場合は、給水方式はポンプ直送方式とすること。 ・ 利用者の変動に対して追従性の優れたシステムとすること。 ・ 必要に応じて、量水器により計量を行うこと。 ・ 屋外設置において凍結の恐れのある個所は、適切な凍結防止対策を施すこと。 ・ 引き込み箇所付近に給水メーター（岡崎市上下水道局貸与品）を設置するとともに、検針しやすい位置に遠隔メーターを設置すること。 ・ 給水用メーター（給水装置）の新設に伴う水道施設建設改良費分担金は市の負担とする。
給湯設備	・ 必要箇所に供給できるように衛生的経済的に適切な方式を採用すること。 ・ ユースポイントにおいて、適切な温度を安全、衛生的に供給すること。 ・ 必要に応じて、量水器により計量を行うこと。

項目		要求水準
	排水設備	・必要箇所において速やかな排水が可能なように、排水の種類及びインフラ設置状況に応じて、適切な方式を採用すること。 ・排水槽を設けるときは、通気管を単独で外気開放させるとともに槽内にブロワーを設置し、悪臭発生を防止をすること。 ・建物内は汚水、雑排水を分離し、屋外会所まで配管を計画すること。 ・自然流下が難しい場合はポンプアップの対応をすること。 ・下水道利用に係る受益者負担金は市の負担とする。
	雨水処理設備	・敷地内において適切な雨水処理を行うこと。 ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づき、雨水貯留槽（排水調整槽）を設置すること。 ・原則として、雨水は全て雨水貯留槽を経由して場外へ排水すること。
	ガス設備	・空調熱源、給湯熱源ほか必要箇所に、必要容量のガスを、安全性を確保した上で供給できるシステムとすること。 ・ガスを設置する各室にガス漏れ警報機を設置して、防災監視盤及びマイコンメーター等の連動装置と連動させること。 ・必要に応じて、ガスメーターにより計量を行うこと。
	消火設備	・関連法令等に適合した設備を計画すること。 ・消火による水損等の2次被害や対象室の機能的重要性に配慮し、適切な消火方法を計画すること。 ・消火器、消火栓、消火起動装置は、扱いやすい場所に設けるとともに、誤操作を避けるための配慮をすること。 ・こども発達センターは、平成28年3月14日までに耐震性防火水槽（40 m³）を1基設置すること。その他基準等については、「開発行為に係る消防水利の指導基準（岡崎市消防本部）」によること。
	自動制御設備	・効率的な運用を実現するために、監視装置により最適制御監視ができる計画とすること。また、BEMS等の運転管理支援システムも考慮すること。
その他の設備計画	昇降機設備	・エレベーター駆動時の振動が他の室に影響しないような配置及び駆動方式を採用すること。 ・車いす対応に加え、音声誘導装置等、ユニバーサルデザインに基づいた仕様とすること。 ・全ての階に着床すること。 ・火災時管制運転、地震時管制運転、停電時管制運転を計画すること。

(2) こども発達センター

項目		要求水準										
電気設備 計画	電灯設備	・医療センター及び支援センター内の居室（事務室等、障がい児の利用が想定されない居室を除く）は、明るさが無段階調整可能な間接照明（病院・高齢者福祉施設用照明器具等）とすること。										
	構内電話交換設備	・電話及び情報の機能を十分満足する電話交換機設備、電話交換システム、内、外回線数及び電話器台数を設置すること。なお、外回線数の参考数は次のとおりとする。 <table><tr><td>機能</td><td>回線数</td></tr><tr><td>相談センター</td><td>3</td></tr><tr><td>医療センター</td><td>1</td></tr><tr><td>支援センター</td><td>3</td></tr><tr><td>総合受付等</td><td>2</td></tr></table> ・市役所及び市民病院並びに新友愛の家との専用線通話（各2回線程度）にも対応すること。 ・以上の機能を有する機器、配管、配線、システム試験調整等全ての内容を計画すること。 ・通常の内・外線電話の他に職員用 PHS（20 台程度）を設置すること。なお、想定使用範囲はこども発達センター内とする。 ・停電時にも外線通話が可能な電話器をこども発達センターに 2 回線以上確保すること。	機能	回線数	相談センター	3	医療センター	1	支援センター	3	総合受付等	2
	機能	回線数										
	相談センター	3										
	医療センター	1										
	支援センター	3										
	総合受付等	2										
	構内情報通信網設備	・資料14のネットワークの概念に基づいて、行政イントラネット用ネットワーク、医療センターイントラネット用ネットワーク、施設予約システム及び一般のインターネットの 4 系統で情報通信網設備の整備を行うこと。なお、医療センター内では一般のインターネットをワイヤレスネットワークで接続することができるよう整備すること。 ・インターネット使用料金のうち、医療センター部分の使用料金が個別に把握できるように整備すること。										
	放送設備	・こども発達センター単独で設けること。										
電気時計設備	・こども発達センター単独で設けること。											
監視カメラ設備	・こども発達センターの主要な居室及び廊下並びに管理上必要な箇所に監視カメラを設置し、モニターTVにより、集中監視、録画を行うこと。											
インターホン設備	・こども発達センターの建物への全ての出入口（搬入口は除く）にカメラ付インターホンを設置し、こども発達センター（SPC）事務室及び夜間受付に通知させ、来客に対応できるようにすること。											
中央監視設備	・1 階総合受付に副監視盤を、SPC 事務室に主監視盤を設置すること。 ・計量区分は、少なくとも医療センター(専有)(共用)、支援センター(専有)(共用)、厨房、全体共用とすること。											

(3) こども発達センター（給食室）

項目		要求水準
電気設備 計画	電灯設備	・ 検収室においては、作業台面で500ルクス程度の照度を得ることができる照明設備とすること。 ・ 調理に関する諸室（下処理室、調理室）においては、作業台面で500ルクス程度の照度を得ることができる照明設備とすること。 ・ 調理員用更衣室、調理員用トイレ及び廊下等においては作業台面で200ルクス程度の設備とすること。なお、調理員用トイレの照明は人感センサースイッチとすること。 ・ 照明設備は初期照度補正に対応した機器を選定すること。 ・ 照明は食品の色調が変わらないようなものであること。特にLED照明を使用する場合には演色性に配慮すること。 ・ 照明設備には、電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置が設けられていること。 ・ 照明設備は蒸気や湿気が発生する場所では安全で耐久性のある設備とすること。 ・ 殺菌灯を調理室等必要な部屋に設置すること。 ・ 照明設備は清掃しやすい衛生面に配慮した器具を選定すること。 ・ 照明設備は埃のたまりにくい構造とすること。 ・ 高所にある電球等は交換が容易に行えるよう計画すること。
	コンセント設備	・ 水を扱う諸室に設置するコンセント設備については、十分に漏電対策を行うこと。 ・ 調理場内のコンセント位置は、各厨房機器（移動式を含む。）のレイアウトや清掃の妨げとならないように設置すること。
機械設備 計画	構成	・ 配管は原則として地下ピットや天井裏、パイプシャフト等に隠蔽配管するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は露出配管とすることも可能とする。 ・ 給湯管及び蒸気返管については、配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304）と同等以上の耐食性を有する材料を使用すること。また、その他の配管材料及び機器等についても、耐用年数、耐汚損性、メンテナンスの容易性に配慮すること。 ・ 排水量の低減について配慮すること。
	換気・空調設備	・ 給食室の水蒸気及び熱気等の発生する場所には、これらの強制排気設備が設けられていること。 ・ 調理室及び洗浄室に設置する換気・空調設備は結露対策を施した構造とすること。 ・ 調理室及び洗浄室内、特に暑さ対策が必要になる箇所は吹き出し口にパンカーラーバーを用いる等、局所空調が可能となる配慮をすること。 ・ 不必要な排気を抑制することで空調に要するエネルギー負荷を低減させること。 ・ 給食室には、適当な位置に、新鮮な空気を十分に供給する能力を有する換気・空調設備が設けられていること。 ・ 換気・空調設備機器は、故障時の危険分散、修繕及び更新等のメンテナンス性に配慮した機器とすること。 ・ 空調設備は給食室の湿度を80%以下、温度を25℃以下に保つことができる能力を有するものとする。

項目	要求水準
	・ 空調の吹出口や給気のための吹出口は風を吹付けて食品を汚染することのないように、配膳台の上に吹出口を付けない等取付場所を配慮すること。 ・ 外気を取り込む換気口には、汚染された空気及び昆虫等の流入を防ぐため、フィルター等を備えたものであること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取り付けが容易に行える構造であること。 ・ 給食室からの排気による蒸気、煤煙、臭気、騒音が周辺地域に悪影響を及ぼさないように、適切な対策を行うこと。 ・ 換気・空調設備は、衛生管理の程度の低い区域から高い区域に空気が流入しないように設置されていること。 ・ 換気ダクトは、断面積が同一で、直角に曲げないようにし、粉塵が留まらない構造とすること。 ・ 全ての室に換気設備が設けられていること。 ・ 床面への水洗いを行った後にすばやく乾燥ができる換気・空調設備について配慮すること。 ・ 調理員が快適に作業できる空調環境について配慮すること。 ・ 調理設備からの排熱及び輻射熱について配慮すること。
排水設備	・ 調理室内の排水を場外に排出する配管は、逆流を防止するため、十分な勾配がつけられていること。 ・ グリストラップを設けること。 ・ 汚染作業区域の排水が非汚染作業区域を通過しない構造とし、系統も分けること。 ・ 冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップからの排水管は、専用の配管で、調理室外へ排出できる構造となっていること。 ・ 排水溝は清掃が容易に行えるようにし、適切な勾配を設け、水が円滑に流下できるようにすること。 ・ 排水溝等の蓋（グレーチングを含む。）は、洗浄に支障のない大きさに分割可能なものとする。また、水にぬれても滑らない構造とすること。
衛生設備	・ 本要求水準で示す諸室及び必要な箇所に、調理員の数に応じた手洗いが設置されていること。 ・ 手洗いは衛生的な手洗いが行えるよう、指定のある部分を除き手首まで洗える大きさとすること。 ・ 手洗いによる跳ね水が作業台や器具等を汚染することのないよう設置場所に配慮すること。 ・ 手洗いには、自動水栓等の手を使わずに操作できる蛇口、鏡が設置されていること。また、手指の洗浄・殺菌装置、ペーパータオルボックス（SUS 製、壁付けタイプ（W300×D140×H250 程度））及び足踏み開閉式ゴミ箱を設置すること。 ・ 手洗いの排水が床に流れないようにすること。 ・ 器具、床等の清掃用給湯設備を設けること。
インターホン設備	・ 搬入口には専用カメラ付インターホンを設置し、給食室で対応できるようにすること。なお、給食室に調理員が不在の時には事務室②で対応できるようにすること。

項目		要求水準
		と。
その他	防虫・防鼠設備	- 施設外からの出入口は、昆虫等を誘引しにくい照明灯を設置するなど、昆虫、鼠等が施設内に侵入しない構造となっていること。 窓、換気口、排水口等外部と通じている場所は防虫・防鼠対策として網等を設置すること。 - 吸気口及び排気口に備える防虫ネットは、格子幅 1.5mm 以下のものであること。
	洗浄・殺菌及び清掃備品の収納設備	- 衛生上支障がない位置にドライ仕様の掃除機等備品の収納場所を設けること。 - 設備は、不浸透性・耐酸性・耐アルカリ性の材質のもので造られていること。

(4) 新友愛の家

項目		要求水準										
電気設備 計画	構内電話交換設備	- 電話及び情報の機能を十分満足する電話交換機設備、電話交換システム、内、外回線数及び電話器台数を設置すること。なお、外回線数の参考数は次のとおりとする。<table><tr><th>機能</th><th>回線数</th></tr><tr><td>地域活動支援センター</td><td>1</td></tr><tr><td>基幹相談支援センター</td><td>2</td></tr><tr><td>福祉の村管理事務所</td><td>2</td></tr><tr><td>総合受付等</td><td>1</td></tr></table> - 市役所及び福祉の村他施設との専用線通話（各1回線程度）にも対応すること。 - 以上の機能を有する機器、配管、配線、システム試験調整等全ての内容を計画すること。 - 停電時にも外線通話が可能な電話器を新友愛の家に2回線以上確保すること。	機能	回線数	地域活動支援センター	1	基幹相談支援センター	2	福祉の村管理事務所	2	総合受付等	1
	機能	回線数										
	地域活動支援センター	1										
	基幹相談支援センター	2										
	福祉の村管理事務所	2										
	総合受付等	1										
	構内情報通信網設備	- 資料A14のネットワークの概念に基づいて、施設予約システム及び一般のインターネットの2系統で情報通信網設備の整備を行うこと。 - インターネット使用料金が、福祉の村管理事務所、障がい者団体事務所、基幹相談支援センター事務所で個別に把握できるように整備すること。										
	放送設備	新友愛の家に単独で設けること。										
電気時計設備	新友愛の家に単独で設けること。											
監視カメラ設備	新友愛の家内の主要な居室及び廊下、立体駐車場並びに管理上必要な箇所に監視カメラを設置し、モニターTVにより、集中監視、録画を行うこと。											
インターホン設備	新友愛の家の建物への全ての出入口（搬入口は除く）にカメラ付インターホンを設置し、基幹相談支援センター事務室及び福祉の村管理事務所に通知させ、来客に対応できるようにすること。											
中央監視設備	S P C 事務室に設置すること。											

7 外構計画に関する要求水準

- ア 周辺との景観的な調和を図ること。
- イ こども発達センター及び新友愛の家の敷地内空地は、原則として、樹木・芝等により良好な環境の維持に努めること。
- ウ 植栽する樹種の選定にあたっては、愛知県風致地区内における建築等の規制に関する条例によること。なお、病虫害被害を生じにくく、メンテナンスにも配慮した樹種を選定すること。落葉樹とする場合は、維持管理上支障をきたすことのないよう計画するとともに、隣地への影響も十分配慮すること。なお、資料B 2に示す範囲の既存樹木は外構整備に合わせ、メンテナンスに配慮した樹種へ植え替えても構わない。
- エ 植栽に散水するための水栓を適宜設けること。
- オ 敷地内に適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- カ 外構の仕上材は、材質・色彩とも建物に調和するものとする。
- キ こども発達センターにおいては、浸透枡、浸透管、浸透側溝を使用すること。また、こども発達センターの駐車場及び敷地内通路は、透水性舗装とすること。その他においては、地質条件を踏まえ、透水性舗装及び浸透枡、浸透管、浸透側溝の整備を検討すること。整備方法は事業者の提案とする。
- ク 障がい児・者等の利用者の安全面に配慮して、安全な歩行者用通路を確保するとともに、必要な箇所に適宜有効な転倒及び転落防止等の措置を講ずること。
- ケ 敷地内の車両及び歩行者の動線が容易に分かるようなサインを設置すること。また、舗装に必要なライン引きを行うこと。
- コ 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。
- サ 岡崎市消防活動用空地等設置指導要綱に従い、消防活動用空地等を設けること。